

# 国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau  
National Diet Library

論題 Title	民事訴訟手続の IT 化の動向と課題
他言語論題 Title in other language	Current Issues with the Use of Information Technology in Civil Procedures
著者 / 所属 Author(s)	千原 正敬 (CHIHARA Masahiro) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 行政法務調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	855
刊行日 Issue Date	2022-3-20
ページ Pages	1-30
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	民事訴訟手続に関し、我が国の IT 化の沿革及び諸外国の IT 化の動向を概観するとともに、我が国における IT 化について、改革の方向性、運用に係る実施状況及び法制上の主要課題を整理する。

\* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

\* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

# 民事訴訟手続の IT 化の動向と課題

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 行政法務調査室主任 千原 正敬

## 目 次

はじめに

### I 我が国における民事訴訟手続の IT 化の沿革

- 1 旧民事訴訟法の改正の検討
- 2 現行民事訴訟法等の施行
- 3 現行民事訴訟法等の改正

### II 諸外国における IT 化の動向

- 1 米国
- 2 ドイツ
- 3 フランス

### III 我が国における IT 化の改革の方向性

- 1 裁判手続等の全面 IT 化の実現とその課題
- 2 民事訴訟手続における「3つのe」

### IV IT 化の運用に係る実施状況

- 1 争点整理手続におけるウェブ会議等の利用
- 2 準備書面等のオンライン提出

### V IT 化に係る法制上の主要課題

- 1 訴状等のオンライン提出
- 2 訴訟記録の電子化
- 3 訴状等の電子送達
- 4 手数料の電子納付
- 5 当事者双方が出頭しない期日等

おわりに

キーワード：民事訴訟、民事裁判、IT、デジタル化

## 要 旨

- ① 我が国における民事訴訟手続の IT 化への取組は、国際的に見ても早く、現行民事訴訟法が施行された平成 10（1998）年に始まり、争点整理手続における電話会議や証人尋問等におけるテレビ会議が認められた。しかし、その後、督促手続の IT 化は進められたものの、民事訴訟一般に関しては、オンライン申立て等の試行が行われたにすぎず、民事訴訟手続において紙媒体の「書面」と「対面」を基本とする方式は維持された。
- ② 欧米等の諸外国では、民事訴訟手続において、電子文書のやり取りや訴訟記録の電子化が行われるとともに、ウェブ会議等が口頭弁論で利用されるなど、近年、その IT 化が急速に進められている。もっとも、証人尋問におけるウェブ会議等の利用は、必ずしも積極的に行われているわけではない。
- ③ 我が国では、平成 29（2017）年に閣議決定された「未来投資戦略 2017」を契機として「裁判手続等の IT 化検討会」が立ち上げられ、訴状等のオンライン提出や手数料の電子決済（e 提出）、訴訟記録の電子化やオンライン・アクセス（e 事件管理）、ウェブ会議等による口頭弁論や証人尋問（e 法廷）の「3 つの e」を目指してその実現を計画的に進めるものとされた。
- ④ 争点整理手続におけるウェブ会議等の利用が、令和 2（2020）年から一部の裁判所で開始されるなど、法改正に先行して運用による試行が行われている。ウェブ会議は、裁判所への出頭の負担が軽減されるだけでなく、その機能を活用することにより、充実した審理が可能であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の面からも、その利用が急速に進展しつつある。
- ⑤ 民事訴訟手続の IT 化の本格的な実施に当たっては、法律改正やシステム整備が必要であり、また、本人訴訟等における IT 面のサポートや情報セキュリティ対策等についての課題がある。このため、法制審議会において、IT 化に関し、民事訴訟法等の見直しが審議されてきた。
- ⑥ 今回の民事訴訟手続の見直しの影響する範囲は、民事訴訟手続ばかりでなく、これに引き続いて IT 化に係る見直しが予定されている家事事件手続や非訟事件手続など民事裁判手続全般に及ぶ。当事者の負担軽減やアクセス向上、手続の透明化などの IT 化の積極的側面をいかしつつ、IT 化の課題にも対処する必要がある、今後も、多様な観点から充実した議論が行われることが望まれる。

## はじめに

欧米等の諸外国では民事訴訟手続におけるIT<sup>(1)</sup>の活用が急速に進められており、我が国は国際的に遅れているとの指摘がある<sup>(2)</sup>。しかし、これまで我が国においても、民事訴訟手続のIT化が行われなかったわけではない。平成10(1998)年に施行された現行民事訴訟法(平成8年法律第109号)により、争点及び証拠の整理手続(以下「争点整理手続」という。)における電話会議や遠隔地に居住する証人の尋問等におけるテレビ会議が認められるなど、世界的に見ても早期にITを利用した取組が行われてきた<sup>(3)</sup>。もっとも、当時は、オフィス・オートメーション(office automation: OA)の時代であり、民事訴訟へのOA機器の導入(OA化)が検討されていたにすぎず<sup>(4)</sup>、民事訴訟手続において、紙媒体の「書面」と「対面」を基本とする方式は維持された。また、平成18(2006)年には、督促手続<sup>(5)</sup>においてオンライン手続が可能となり、最近では年間10万件前後の事件で利用されるなど、利用者の利便性を向上させるためにITの活用が図られているが、民事訴訟一般に関しては、インターネットを用いてする申立てその他の申述(以下「オンライン申立て等」という。)を可能とする試験的な運用が一部の裁判所において実施されたにすぎず、現在、オンライン申立て等ができない状況にある<sup>(6)</sup>。

簡易迅速で郵送費用を必要としないオンライン申立て等は当事者の負担軽減につながり、訴訟記録や期日情報の電子化はオンラインによるアクセスを可能にして手続の透明化や事務の効率化につながる。また、裁判所及び当事者双方の三者間におけるウェブ会議<sup>(7)</sup>は、電話会議より充実した審理ができるほか、画面共有機能、ファイル共有機能、メッセージ機能等のITを活用することにより、手続の形式面及び審理の実質面に多くの効用をもたらす可能性がある。今日、コンピュータの処理能力の向上により画像、音声、動画のデジタル処理が容易になり、ブロードバンドや高速モバイル通信が通信インフラとして普及するに伴い、インターネットを用いたサービスが重要な社会インフラを構成するようになった。社会におけるコンピュータの

\*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4(2022)年2月22日現在である。

- (1) 本稿では、情報技術(information technology: IT)又は情報通信技術(information and communication technology: ICT)について、特に区別をする必要がある場合を除き、「IT」の用語を用いる。
- (2) 世界銀行の世界約190か国を対象とするビジネス環境評価“Doing Business”において、令和元(2019)年度のランキングによれば、我が国は、事業活動規制等に係る10分野のうち契約執行(Enforcing contracts)分野の評価がOECD加盟国35か国中25位と低かった。これは、当該分野の中でも裁判手続の質(Quality of judicial processes)の項目のうち、「事件管理」及び「裁判の自動化」の評価が大変低かったことによるものである(杉本純子「民事裁判手続のIT化—現在の議論と今後の課題—」(特集 ITと民事裁判手続)『市民と法』119号, 2019.10, pp.44-45)。
- (3) アメリカ連邦裁判所の事件管理システムが全国的に整備されたのが2001年であったことを考えると、我が国の取組は非常に早い時期であった(笠原毅彦「民事裁判のIT化の基本視点—ドイツのIT化を中心に考える—」(特集 ITと民事裁判手続)『市民と法』119号, 2019.10, p.53)。
- (4) 福田剛久『民事訴訟のIT化』法曹会, 2019, p.95。
- (5) 督促手続とは、金銭その他の代替物又は有価証券の一定数量の給付を目的とする請求につき、裁判所書記官が、債権者の申立てによって支払督促を発し、簡易迅速に債務名義(強制執行の申立てを行うことができる文書(民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条))を得させる特別民事訴訟手続であり、簡易裁判所の専属管轄とされている(法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣, 2020, p.872)。
- (6) 商事法務編『民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案』(別冊NBL No.175)2021, pp.43, 50。
- (7) 「ウェブ会議」とは、インターネット接続環境下の任意の場所において、ウェブ会議用ソフトウェアを利用して、ビデオ通話を行う方法をいう。一方、「テレビ会議」とは、裁判所庁舎等において、裁判所のテレビ会議システムを利用して、ビデオ通話を行う方法をいい、「電話会議」とは、電話会議システムを利用して、音声通話を行う方法をいう(同上, p.45)。

活用の変化に応じて、民事訴訟手続についても、利用者の利便性の向上等の観点から、今日の時代にふさわしい IT 化を構想する必要があると考えられる。

民事訴訟手続の IT 化は、国民が利用しやすい手続等を実現する手段であり、その検討すべき事項は極めて広範に及ぶ。本稿はその一部を紹介するにとどまるが、民事訴訟手続に関し、我が国の IT 化の沿革及び諸外国の IT 化の動向を概観するとともに、我が国における IT 化について、改革の方向性、運用に係る実施状況及び法制上の主要課題を整理し、もって民事訴訟手続の見直しの議論に資することを目的とするものである。

## I 我が国における民事訴訟手続の IT 化の沿革

### 1 旧民事訴訟法の改正の検討

現行民事訴訟法は、民事訴訟を国民に利用しやすく、分かりやすいものとするなどを目的として、それまでの民事訴訟法（明治 23 年法律第 29 号。以下「旧民事訴訟法」という。）の民事訴訟手続に関する規定を全面的に見直して制定されたものである。旧民事訴訟法の改正の検討については、法制審議会民事訴訟法部会によって平成 2（1990）年 7 月から進められてきたが、その事務局により、同部会のそれまでの審議を踏まえて、平成 3（1991）年 12 月に「民事訴訟手続に関する検討事項」<sup>(8)</sup>が公表され、さらにその後の審議の成果を取りまとめて、平成 5（1993）年 12 月に「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」<sup>(9)</sup>が公表された。当該改正要綱試案における民事訴訟手続の IT 化については、①「弁論の準備における OA 機器の利用」という標題の下に、「裁判所等は、当事者又は訴訟代理人が遠隔地にいるときは、争点等の整理のための手続（口頭弁論を除く。）の期日において、その当事者等と電話（訴訟関係人が同時に通話することのできる電話会議システム等を用いる。）及びファクシミリを利用して争点等の整理等を行うことができるものとする」こととされたほか、②「書面による準備手続」を設け、当該手続においては、書面の交換、裁判所の釈明権の行使並びに裁判所及び当事者双方の三者間で同時に通話することのできる電話会議システムを利用した協議を通じて争点等の整理を行うことができるものとする、③テレビ会議システム（遠隔地にいる者が動画と音声の送受信により相互に相手を認識しながら会話を行うことができるシステム）による証人、鑑定人又は当事者本人の尋問を行うことができるものとする、④少額事件の訴訟手続を設け、当該手続においては電話会議システムによる証人尋問を行うことができるものとする、⑤電子情報処理組織を利用した督促手続の特例を定めることが提案された<sup>(10)</sup>。

### 2 現行民事訴訟法等の施行

現行民事訴訟法が民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）とともに平成 10（1998）

(8) 法務省民事局参事官室「民事訴訟手続に関する検討事項（資料）」（民事訴訟法改正を展望する〈特集〉）『ジュリスト』1028号、1993.8.1-15、pp.170-186。当該検討事項には、「事務の OA 化」に対応するため、訴訟記録に関し、「準備書面、証拠申出書等一定の書面は、ファクシミリを利用して裁判所に提出することができるものとし、ファクシミリにより右の文書が送信された場合には、受信文書を原本として記録に編てつする」との考え方が示された（同、p.176）。

(9) 法務省民事局参事官室「民事訴訟手続に関する改正要綱試案（平成 5 年 12 月 20 日）〈資料〉」（民事訴訟手続に関する改正要綱試案〈特集〉）『ジュリスト』1042号、1994.4.1、pp.48-61。

(10) 同上、pp.51-52、54、58、60。

年1月から施行され、旧民事訴訟法は108年に及ぶその歴史の幕を閉じた。本節では、現行の民事訴訟法及び民事訴訟規則の施行に伴う民事訴訟手続のIT化について見ることにする。

### (1) 電話会議・テレビ会議の導入

現行の民事訴訟法及び民事訴訟規則により、電話会議及びテレビ会議が導入された。電話会議によって、①弁論準備手続期日（民事訴訟法第170条第3項、民事訴訟規則第88条）、②書面による準備手続における争点等の確認を行うための協議（同法第176条第3項、同規則第91条）、③進行協議期日<sup>(11)</sup>（同規則第96条第1項）、④少額訴訟手続<sup>(12)</sup>における法廷から裁判所外にいる証人の尋問（同法第372条第3項）を実施することができるとともに、テレビ会議によって、①証人尋問期日（同法第204条）、②当事者本人尋問期日（同法第210条）、③鑑定人質問期日（平成15年改正前の同法第216条）を実施することができることとされた。テレビ会議による尋問等は、証人等のみがテレビ会議システムの設置された最寄りの裁判所に出頭する方法で行われる<sup>(13)</sup>（民事訴訟規則第123条第1項、第127条、平成15年改正前の同規則第134条）。これは、証人等が健康上の理由で遠方まで出かけることが困難な場合に、その者の重要性、出頭に要する費用等を考慮すると受訴裁判所に出頭させるまでもないときがあり、このようなときにテレビ会議を用いれば尋問等が可能であり、遠隔地に居住する証人等の負担を軽減することができるという趣旨で認められたものである<sup>(14)</sup>。

### (2) 電話会議・テレビ会議の利用範囲

電話会議及びテレビ会議は、口頭弁論期日には認められず、電話会議やテレビ会議を用いることができる場合においても、特別にその必要性が高い場合を想定しており、一般的に電話会議やテレビ会議を用いることが認められるわけではない<sup>(15)</sup>。

例えば、書面による準備手続は、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」に、当事者の意見を聴いて行うことができるものであり（民事訴訟法第175条）、弁論準備手続期日又は進行協議期日に電話会議を用いて手続を実施するための要件も同様である（同法第170条第3項、民事訴訟規則第96条第1項）。証人尋問にテレビ会議を用いて手続を実施するための要件は、証人が「遠隔の地に居住する」ときとされている（平成19年改正前<sup>(16)</sup>）。

(11) 進行協議期日とは、口頭弁論の審理充実のために、口頭弁論期日外で当事者双方の立会権を保障して、証拠調べと争点との関係の確認その他の訴訟の円滑な進行に関し必要な協議を行うための特別な期日であり、事件の内容にわたる審理又はその準備をする期日ではない（中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義 第3版』（有斐閣大学双書）有斐閣、2018、p.300）。

(12) 少額訴訟手続とは、簡易裁判所の訴訟手続の特則として、訴訟の目的額が60万円（民事訴訟法の平成15年改正前は30万円）以下の金銭の支払の請求を目的とする少額の訴えにつき、その審理及び裁判に特別の手続が定められているものであり（同法第368条から第381条まで）、例えば、①特別の事情がある場合を除き、最初の口頭弁論期日において審理を完了しなければならず（同法第370条）、②終局判決に対しては控訴が禁止され、その判決をした簡易裁判所に対する異議の申立てだけが認められる（同法第377条、第378条）などの特則が定められている。

(13) 受訴裁判所が法廷であり、その法廷に証人が映像と音声によって出頭するという考え方をしている（福田 前掲注(4)、pp.108-109）。

(14) 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』商事法務研究会、1996、p.234。

(15) 福田 前掲注(4)、pp.108-109。

(16) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）により、証人が圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合においても、テレビ会議を用いて証人尋問の手続を実施することができることとされた（民事訴訟法第204条第2号）。

の同法第204条)。また、書面による準備手続は当事者双方が裁判所に出頭することを要しないが(同法第176条第3項)、弁論準備手続期日や進行協議期日に電話会議を用いる場合には、これらの期日に、当事者の一方の裁判所への出頭が必要である<sup>(17)</sup>(同法第170条第3項ただし書、同規則第96条第1項ただし書)。

### 3 現行民事訴訟法等の改正

司法制度改革の一環として<sup>(18)</sup>、平成15(2003)年7月、民事裁判の充実・迅速化を図るために「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第108号。以下「平成15年改正法」という。)が成立し、平成16(2004)年11月、民事訴訟手続、民事執行手続、公示催告手続等の民事関係手続の一層の迅速化・効率化を図り、より国民に利用しやすい手続とするために「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第152号。以下「平成16年改正法」という。)が成立した<sup>(19)</sup>。また、最高裁判所は、平成16年改正法に先立ち、「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則」(平成15年最高裁判所規則第21号。以下「オンライン規則」という。)を制定した。本節では、これらにより行われた民事訴訟手続のIT化の内容を見ることとする。

#### (1) 電話会議・テレビ会議に係る改正

##### (i) 専門委員制度の創設に伴う改正

平成15年改正法により、専門家の機動的な関与を求めることにより専門的知見が問題となる事件の審理を充実・迅速化するため、専門委員制度が設けられ(民事訴訟法第92条の2から第92条の7まで)、専門委員が遠隔地に居住しているときなどに、電話会議を用いて専門委員に説明又は発問させることができる規定が設けられた(同法第92条の3)。

##### (ii) 鑑定人質問に関するテレビ会議の利用範囲の拡大

鑑定人については、「遠隔の地に居住する」ことがテレビ会議を用いて手続を実施するための要件であったが<sup>(20)</sup>、平成15年改正法により、鑑定人には医師等多忙な者も多いこと、記憶に基づいて正確に証言をしているかどうかをテストする証人尋問の手続に比べると直接対面して尋問を実施すべき必要性が低いことなどを考慮し<sup>(21)</sup>、鑑定人が遠隔地に居住する場合だけでなく、裁判所が相当と認めるときも、テレビ会議システムを利用して意見を陳述することができることとされた(民事訴訟法第215条の3)。また、鑑定人はテレビ会議システムの設置

(17) 法廷に裁判所しか在席しない期日を期日として観念することは、難しいと考えられた(法務省民事局参事官室編 前掲注(14), p.197)。

(18) 司法制度改革審議会意見書(平成13(2001)年6月)では、「現在の情報通信技術(IT)の発展は目覚ましく、手続の効率化、迅速化及び利用者に対するサービスの増大という見地から、訴訟手続等における情報通信技術の積極的利用を一層推進する必要がある。このため、裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面において、データベース、インターネット等の情報通信技術を更に積極的に導入し、活用すべきであり、インターネットによる訴訟関係書類の提出・交換などについても検討すべきである」とされた(「資料 司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」『自由と正義』52巻8号, 2001.8, p.228)。

(19) 小野瀬厚・原司編著『一問一答平成16年改正民事訴訟法・非訟事件手続法・民事執行法』商事法務, 2005, p.3.

(20) 平成15年改正前の民事訴訟法第216条の規定による証人尋問に関する規定の準用。

(21) 小野瀬厚・武智克典編著『一問一答平成15年改正民事訴訟法』商事法務, 2004, p.61.

された最寄りの裁判所に出頭することとされていたが<sup>(22)</sup>、法改正の趣旨を踏まえ、最高裁判所規則<sup>(23)</sup>により、鑑定人については、裁判所と同様のテレビ会議システムの設置された場所であれば、出頭する場所は裁判所に限定しないこととされた（民事訴訟規則第132条の5）。

### （iii）弁論準備手続における電話会議の利用に係る改正

電話会議による弁論準備手続期日の実施については、当事者の真意を確認する必要性等に配慮し、当該期日に出頭していない当事者が訴訟の完結という重大な効果を生じる訴えの取下げ、和解並びに請求の放棄及び認諾という訴訟行為をすることは原則としてできないこととされていたが、むしろ、訴訟手続を遅滞させるおそれがあるとの指摘があり<sup>(24)</sup>、平成15年改正法により、弁論準備手続期日に出頭していない当事者に課せられたその制限はなくなった<sup>(25)</sup>。

## （2）オンライン申立て等に係る改正

### （i）最高裁判所規則によるオンライン申立て等

司法制度改革審議会<sup>(26)</sup>が平成13（2001）年6月に内閣に提出した「司法制度改革審議会意見書」<sup>(27)</sup>を受けて、最高裁判所は、平成14（2002）年3月、「司法制度改革推進計画要綱」を策定し、その中で、「裁判所の訴訟手続、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進する計画を策定・公表するための所要の措置を講ずる」<sup>(28)</sup>こととした。また、平成15（2003）年にオンライン規則が制定され、民事訴訟手続における申立て等のうち、ファクシミリを利用して送信することにより裁判所に提出することができる書面<sup>(29)</sup>について、オンライン申立て等を行うことが認められ（第1条）、記名押印等を要するものについては、それに代わる措置を行うことが求められた（第3条）。オンライン規則に基づく細則において、当分の間、オンライン申立て等は、期日の指定の申立て及びその変更の申立てに限りすることができるものとされ<sup>(30)</sup>、申立て等を行う際には記名押印等に代わり電子署名等を行うことが

<sup>(22)</sup> 平成15年改正前の民事訴訟規則第134条の規定による証人尋問に関する規定の準用。

<sup>(23)</sup> 「民事訴訟規則及び執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則」（平成15年最高裁判所規則第19号）

<sup>(24)</sup> 小野瀬・武智編著 前掲注(21), pp.88-89.

<sup>(25)</sup> 平成15年改正法により、平成15年改正前の民事訴訟法第170条第5項が削除された。

<sup>(26)</sup> 司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的として、司法制度改革審議会設置法（平成11年法律第68号）に基づき内閣に設けられた審議会で、平成13（2001）年7月26日をもって2年の設置期限が満了した（「司法制度改革審議会」首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report-dex.html>>）。

<sup>(27)</sup> 「裁判所等への情報通信技術（IT）の導入」という標題の下に、「裁判所の訴訟手続（訴訟関係書類の電子的提出・交換を含む）、事務処理、情報提供などの各側面での情報通信技術（IT）の積極的導入を推進するため、最高裁判所は、情報通信技術を導入するための計画を策定・公表すべきである」とされた（「資料 司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」前掲注(18), p.228）。

<sup>(28)</sup> 「資料 司法制度改革推進計画要綱—着実な改革推進のためのプログラム（2002年3月20日・最高裁判所）—」『自由と正義』53巻6号, 2002.6, p.111.

<sup>(29)</sup> 現行民事訴訟規則では、一定の書面（①手数料を納付しなければならない申立てに係る書面、②訴訟手続の開始、続行、停止又は完結をさせる書面、③訴訟手続上重要な事項を証明する書面、④上告理由書、上告受理申立て理由書その他これらに準ずる理由書）を除き、ファクシミリを利用して書面を裁判所に提出することができることとされている（第3条）。

<sup>(30)</sup> 「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則」（平成16年最高裁判所告示第1号）附則第2条

求められた<sup>(31)</sup>。同細則は、平成16年改正法の施行に伴い改正され<sup>(32)</sup>、平成17(2005)年7月からオンライン申立て等ができるものとして、①調査の嘱託の申出、②証人尋問の申出、③当事者尋問の申立て、④鑑定申出、⑤文書送付の嘱託の申立て、⑥検証の申出、⑦証拠説明書の提出が加えられた<sup>(33)</sup>。

## (ii) 平成16年改正法によるオンライン申立て等

平成16年改正法においては、社会のIT化に対応して民事訴訟手続をより国民に利用しやすいものとし、将来的なオンライン化に備えるため、民事訴訟手続における申立て等のうち、法令上書面をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所<sup>(34)</sup>に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、オンライン申立て等を行うことができるものとされた(民事訴訟法第132条の10)。平成16年改正法において、オンライン化の対象となる手続が申立てに限ることとされたのは、当事者等による裁判所に対する申立ては、申立人と裁判所間の二者間の単発的な手続であって、行政手続の場合と異なる要素は少ないと考えられ、各行政機関等において汎用的な受付システムが既に開発されているなど、技術的に確立したシステムが存在していることから<sup>(35)</sup>、具体的なシステムの整備に先行してオンライン化のための法整備を包括的に行うことが可能であると考えられたことによる<sup>(36)</sup>。

平成16年改正法は、オンライン規則と同様の定めになっているが、「この法律その他の法令の規定により書面等をもってするもの」をオンライン申立て等の対象としており、ファクシミリにより裁判所に提出することが認められない書面についても、オンライン申立て等を行うことができることとされ、オンライン規則の規定よりその対象が広げられた<sup>(37)</sup>。

民事訴訟一般に関しては、一部の手続につきオンライン申立て等を可能とする試行が実施されたものの、利用実績に乏しかったこともあり<sup>(38)</sup>、平成21(2009)年3月に停止された<sup>(39)</sup>。この試行については、①オンライン申立て等は、記名押印等に代わる措置として電子署名と電子証明書が必要とされ、ファクシミリによる書面の提出より手間が掛かること<sup>(40)</sup>、②出力した書面を訴訟記録として取り扱うこととしていたので<sup>(41)</sup>、申立て等だけをオンライン化して

(31) 「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則」第2条

(32) 「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則の一部を改正する細則」(平成17年最高裁判所告示第3号)

(33) 平成17年最高裁判所告示第3号による改正後の「電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立て等の方式等に関する規則施行細則」附則第2条

(34) オンライン申立て等を取り扱う裁判所として、平成16(2004)年7月から札幌地方裁判所が指定された(平成16年最高裁判所告示第2号)。

(35) 申請等に関する行政手続等オンライン化のための法律としては、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)が平成15(2003)年2月に施行されていた。

(36) 小野瀬・原編著 前掲注(19), pp.15-16.

(37) 平成16年改正法の規定を受けて、オンライン規則を改正し、新たにオンライン申立て等の対象とされた書面(例えば、訴状)についてもオンライン申立て等ができるようにする措置が執られることが予想されたが、実際にはそのような措置は執られないまま現在に至っている(福田 前掲注(4), pp.125-126)。

(38) オンライン申立て等の利用は、2件にとどまるとされる(「民事裁判 ネットで提訴 政府方針 書類全てIT化 20年度にも導入」『読売新聞』2018.2.21, 夕刊)。

(39) 福田 前掲注(4), p.118.

(40) ファクシミリによる書面の提出については、裁判所のファクシミリ機が受信し、紙に印刷した書面自体を原本として扱っているため、送信した書面に記名押印等がされていれば、それが印刷されることにより記名押印等の要件を満たすことになる(同上, pp.122, 126-127)。

(41) 小野瀬・原編著 前掲注(19), p.25.

も余り手続の合理化にならないこと、③書証の写しについてはオンライン提出が認められていないので、仮にオンラインで訴えを提起することを認めたととしても、書証の写しは別途書面で提出しなければならないこと、などの問題があったとされる<sup>(42)</sup>。

### (3) 督促手続オンラインシステムの導入

平成16年改正法では、督促手続については、申立て等だけではなく、債権者に対する処分のお知らせ等も含めて、その手続全体にわたって、原則としてオンライン化することとされた（民事訴訟法第397条から第402条まで）。これは、督促手続が、相手方である債務者を審尋せず、債権者の申立てのみによる審理を行って支払督促を発することができるなど、簡易迅速な方法で債務名義を得ることができる制度であることから、民事訴訟における判決手続と異なり、口頭弁論期日における審理等の手続が継続的に積み重ねられて進展するということはないためである<sup>(43)</sup>。この制度を運営していく上で必要な細目的事項の多くは最高裁判所規則<sup>(44)</sup>に委任されたが、平成18（2006）年9月に東京簡易裁判所に支払督促手続についてオンライン手続を可能とする「督促手続オンラインシステム」<sup>(45)</sup>が導入された。

## II 諸外国におけるIT化の動向

### 1 米国

連邦制国家であるアメリカ合衆国（以下「米国」という。）では、連邦と各州及び特別区がそれぞれ独自の裁判所制度と民事訴訟規則を有し、相互に独立した裁判制度を運営している。その意味で、米国の民事訴訟手続ということが出来る単一のもの存在せず<sup>(46)</sup>、そのIT化に関しても、それぞれ独自に実施しているが、本節では、連邦における民事訴訟手続のIT化の状況を見ることとする<sup>(47)</sup>。

#### (1) 民事訴訟手続における文書の電子化

連邦最高裁判所<sup>(48)</sup>を除く全ての連邦裁判所において、裁判所への電子申請や裁判所内部で

(42) 福田 前掲注(4), pp.122, 126-127.

(43) 小野瀬・原編著 前掲注(19), p.27.

(44) 「民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」（平成18年最高裁判所規則第10号）

(45) 督促手続オンラインシステムは、債権者と裁判所とをオンラインで接続することにより、債権者の支払督促のオンライン申立てを裁判所書記官が審査して支払督促を発付すること、債権者が補正処分の発付等の通知をオンラインで確認すること、電子決済サービス（ペイジー）を利用してインターネットバンキングやATMから費用を支払うこと等を可能とするものである（小林宏司「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う督促手続に関する規則」の解説『判例タイムズ』1217号, 2006.10.15, p.4; 中室秀子・渡部雅美「督促手続オンラインシステム その仕組みと利用方法—督促手続の新しいかたち—」『旬刊金融法務事情』54巻27号, 2006.10.25, pp.34-35）。

(46) 州は連邦の影響を受けており、23州において連邦民事訴訟規則と同一の民事訴訟規則が採用され、他にも多くの州の民事訴訟規則が連邦民事訴訟規則の影響を受けているが、ニューヨーク州やカリフォルニア州など、人口の多い州の中には、独自の民事訴訟法典を有するところが目立つ（溜箭将之『英米民事訴訟法』東京大学出版会, 2016, pp.11-12）。

(47) 州裁判所においては、2007年時点で、26の州の全部又は一部でIT化を導入し、使用されているシステムも州によって異なっていた（杉本純子「アメリカにおける裁判手続のIT化—e法廷の現状をふまえて—」（特集 民事裁判のIT化）『自由と正義』69巻11号, 2018.11, p.36）。

(48) 連邦最高裁判所においては、紙媒体による書面の提出が正式なものとされており、2007年11月から、代理人

の電子事件管理を目的とする CM/ECF (Case Management and Electronic Case Files) というシステムが設けられている<sup>(49)</sup>。また、これとは別に CM/ECF を通じて提出された電子文書等の訴訟記録を閲覧・複製することを目的とする PACER (Public Access to Court Electronic Records) というシステムがある。CM/ECF を通じて提出された電子文書等は、PACER を通じて、原則として誰でも閲覧・複製できるが<sup>(50)</sup>、民事訴訟手続を定める連邦民事訴訟規則 (Federal Rules of Civil Procedure: FRCP)<sup>(51)</sup>では、裁判所は、提出された文書の全部又は一部を非公開とすることができる (Rule 5.2(c))。

2018年、弁護士に代理されている当事者に対し、CM/ECF を通じて文書を電子提出することが義務付けられたが、裁判所により許可された場合又はローカル・ルール<sup>(52)</sup>により認められた場合はこの限りでない (FRCP Rule 5(d)(3)(A))。CM/ECF を利用するには、裁判所ごとに事前の登録が必要であり、弁護士は登録することにより包括的に CM/ECF を利用することができる。本人訴訟の当事者は、紙媒体による文書提出が認められているが、裁判所の手前の許可を得て、CM/ECF を利用して文書の電子提出をすることもできる。CM/ECF においては、原則として、特定の事件ごとに事件ファイルが開設され、その後に当該事件に関して提出・交付される文書等が当該事件ファイルに記録される。事件ファイルに記録される文書は PDF ファイル形式に統一され、文書を適切に PDF ファイル化することは提出者の責任とされる。事件ファイルに新たな文書等が提出された場合、関係者の電子メールアドレスに対して自動的に通知がなされる仕組み (Notice of Electronic Filing: NEF) があり、利用登録をした弁護士や当該事件に関し電子文書を受領することに同意し裁判所の許可を得た当事者などに対して自動的に通知が行われる。NEF の送信は、送達としての効力を有するものとされる<sup>(53)</sup>。

## (2) 民事訴訟手続におけるウェブ会議等の利用

米国の民事訴訟手続は、原告の訴え提起によって手続が開始され、原告と被告がそれぞれ主張を交わし、それに基づき判断権者が判断をする点は、我が国と共通であるが、米国では、トライアル (trial) とその準備段階であるプレトライアル (pretrial) が区別されている点我が国と異なり、トライアルには、陪審によるもの (jury trial) と裁判官のみによるもの (bench trial) がある<sup>(54)</sup>。プレトライアルでは、裁判所は、訴訟の整理、促進等のために、当事者にプ

---

が選任されている場合には、紙媒体に加えて書面の電子的な提出が義務付けられたが、その際用いられるシステムは、下級裁判所において用いられているものとは別のものである (公益社団法人商事法務研究会「主要先進国における民事裁判手続等のIT化に関する調査研究業務報告書」2020.3, p.39. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001322234.pdf>>)。

(49) 1996年後半、CM/ECFの構築が始まり、1997年後半から5つの倒産裁判所と4つの連邦裁判所においてその試験的導入が行われ、2005年までに80%の連邦裁判所において導入され、現在では、連邦最高裁判所を除く全ての連邦裁判所において導入されている (杉本 前掲注(47), p.37; 同上, p.35)。

(50) PACERは、2001年以降にオンラインで利用できるようになり、利害関係人ではなくても、一定の登録手続を行えば誰でも利用することができ、利用料を支払えば、連邦裁判所に係属する事件の全ての裁判記録にアクセスしてダウンロードをすることができる (杉本 同上)。

(51) FRCPは、1934年の立法で連邦最高裁判所に授けられた規則制定権限に基づき (Rules Enabling Act of 1934 (28 U.S.C. § 2072))、連邦裁判所に共通して適用される手続規則として制定された。

(52) 米国においては、各地域、各裁判官により手続の個性が大きく、地方裁判所のローカル・ルール制定の権限や連邦法・規則・地方裁判所のローカル・ルールに矛盾しない限度で各判事が実務を規律することができる権限があり (FRCP Rule 83)、これらによる例外は認められる (公益社団法人商事法務研究会 前掲注(48), pp.32-33)。

(53) 同上, pp.35-36。

(54) 合衆国憲法修正第7条により、コモン・ロー上の訴訟において、訴額が20ドル (約2,280円 (1ドルは約114円))。

プレトリアル協議 (pretrial conferences) に出頭するよう命じることができる (FRCP Rule 16(a))。プレトリアル協議の実施方法については、基本的に裁判官の裁量によるが、裁判官と代理人弁護士のみで行われる場合には電話会議によることが多く、各種の申立ての適否を審理するために第三者を審尋して心証を得る場合には対面で行うことが一般的であるとされる。また、トライアルに関しては、証人の証言は公開の法廷で口頭により行われるのが原則であり、やむを得ない状況において正当な理由がある場合には、適切な保護措置を講じた上で、遠隔地からの同時通信を用いた方法が認められる (FRCP Rule 43(a))。現実に出廷しての証人尋問が困難であるときは、当事者が相手方及び第三者から証拠を入手するための開示手続 (discovery)<sup>(55)</sup>の一環としての口頭の証言録取 (deposition)<sup>(56)</sup>を利用して、裁判所外で行われる尋問を事前に録画し、トライアルの場でこれを再生して陪審に視聴させることが一般的であるとされる<sup>(57)</sup>。

## 2 ドイツ

ドイツにおいて、裁判権 (rechtsprechende Gewalt) を行使するのは連邦憲法裁判所、その他の連邦裁判所<sup>(58)</sup>及び州の裁判所であり、州の裁判所は下級審裁判所である。また、民事の通常裁判権を担当するのは、連邦通常裁判所と州の管轄下にある高等裁判所、地方裁判所及び区裁判所である<sup>(59)</sup>。民事訴訟法<sup>(60)</sup> (Zivilprozessordnung: ZPO) により、地方裁判所以上では、弁護士代理が強制される (第 78 条第 1 項)。本節では、民事の通常裁判権の管轄事件に関するIT化の状況を見ることとする。

### (1) 民事訴訟手続における文書の電子化

裁判所への文書の提出については、2001年の私法方式規定適合法<sup>(61)</sup>により、書面による提出が認められている場合において、裁判所の取扱いに適合する限りで、当事者は電子文書で行うことができることとされたが、その実施時期及び態様は連邦及び州に委ねられた (2013年改正前のZPO第130a条)。その後、2013年のe司法法I<sup>(62)</sup>により、原則として、同法が施行される2018年1月以降、裁判所は電子文書の送受信を利用可能なものにしなければならない

---

令和4(2022)年2月分報告省令レートに基づく。)を超えるときは、陪審による裁判を受ける権利が保障されているため、一方の当事者が陪審によるトライアルを要求すれば、相手方当事者が裁判官のみによるトライアルを希望したとしても認められない (関戸麦編著、高宮雄介ほか『わかりやすい米国民事訴訟の実務』商事法務、2018, pp.45-46)。

<sup>(55)</sup> 開示の対象は広範で、その方法は、文書の提出 (production of documents) だけでなく、口頭の証言録取 (deposition)、質問書 (interrogatory)、立入許可 (permission to enter)、身体・精神検査 (physical and mental examination) も含まれ、その相手方は、当事者に限られず、第三者も対象となる (溜箭 前掲注46, p.165)。

<sup>(56)</sup> FRCP Rule 32

<sup>(57)</sup> 公益社団法人商事法務研究会 前掲注48, pp.39-40.

<sup>(58)</sup> 裁判権は5つに分けられ、連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof)、連邦行政裁判所 (Bundesverwaltungsgericht)、連邦税務裁判所 (Bundesfinanzhof)、連邦労働裁判所 (Bundesarbeitsgericht)、連邦社会裁判所 (Bundessozialgericht) が設置されている (村上淳一ほか『ドイツ法入門 (Einführung in das Recht der Bundesrepublik Deutschland) 改訂第9版』(外国法入門双書) 有斐閣, 2018, p.278)。

<sup>(59)</sup> 同上, pp.284-285.

<sup>(60)</sup> Zivilprozessordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. Dezember 2005 (BGBl. I S. 3202; 2006 I S. 431; 2007 I S. 1781)

<sup>(61)</sup> 「私法上の方式に関する規定その他の規定の現代の法律行為取引への適合に関する法律」 (Gesetz zur Anpassung der Formvorschriften des Privatrechts und anderer Vorschriften an den modernen Rechtsgeschäftsverkehr vom 13. Juli 2001 (BGBl. I S. 1542))

<sup>(62)</sup> 「裁判所との裁判文書の電子的やり取りの促進に関する法律」 (Gesetz zur Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs mit den Gerichten vom 10. Oktober 2013 (BGBl. I S. 3786))

こととされた（ZPO 第 130a 条第 1 項）。また、e 司法法 I により、弁護士、官庁又は公法上の団体・施設等（以下「弁護士等」という。）は、民事手続において裁判所に提出される書面について、附属書類も含め、原則として、2022 年 1 月以降、電子化しなければならないこととされた（ZPO 第 130d 条）。なお、区裁判所においては、本人訴訟も認められており、弁護士等以外の者は、同月以降も紙媒体での文書の提出が認められる。この場合には、裁判所が当該文書をスキャナで読み取り電子化することになる<sup>(63)</sup>。

裁判所からの文書の送達については、2001 年の送達改革法<sup>(64)</sup>により、弁護士等に対して電子文書により送達することが認められ（2013 年改正前の ZPO 第 174 条）、e 司法法 I により、2018 年 1 月以降、弁護士等は裁判所から電子文書の送達を受けるために安全な通信方法を使用できるようにしなければならないこととされた（同条）。

裁判所と弁護士との間の電子文書のやり取りについては、弁護士専用の電子メールボックス（Das besondere elektronische Anwaltspostfach: beA）等を利用することができる（ZPO 第 130a 条第 4 項）。beA は、連邦弁護士会が運用する電子文書の送受信のネットワークにおいて各弁護士に提供される専用の電子メールボックスである<sup>(65)</sup>。beA のシステムにおいて、弁護士は、専用の ID カードにより本人認証と電子署名を行い、裁判所との間で電子文書の送受信をすることができる<sup>(66)</sup>。

訴訟記録については、2005 年の司法通信法<sup>(67)</sup>により電子的に処理することができることとされ、連邦政府及び州政府は、法規命令により導入することが認められた（2017 年改正前の ZPO 第 298a 条）。その後、2017 年の e 司法法 II<sup>(68)</sup>により、2026 年 1 月以降、裁判所が訴訟記録を電子的に処理することが義務付けられた（ZPO 第 298 条第 1a 項）。

## (2) 民事訴訟手続におけるウェブ会議等の利用

2001 年の民事訴訟改革法<sup>(69)</sup>により、当事者双方が承諾する場合に、テレビ会議による弁論及び証人等の尋問が認められた。前者は、当事者の申立てにより、当事者双方又は一方が法廷に出頭することなく、テレビ会議による弁論ができるというもので、後者は、当事者の申立てにより、証人等が、尋問中に法廷以外の別の場所にいることを許可することができるというものであった（2013 年改正前の ZPO 第 128a 条）。その後、2013 年のビデオ会議技術利用強化法<sup>(70)</sup>により、それらの実施要件とされていた双方当事者の承諾を不要とするとともに、テレビ会議による弁論の要件とされていた当事者の申立てを必須のものとし、裁判所の職権によっても

<sup>(63)</sup> 公益社団法人商事法務研究会 前掲注(48), p.105.

<sup>(64)</sup> 「司法手続における送達手続の改革に関する法律（送達改革法）」（Gesetz zur Reform des Verfahrens bei Zustellungen im gerichtlichen Verfahren (Zustellungsreformgesetz-ZustRG) vom 25. Juni 2001 (BGBl. I S. 1206)）

<sup>(65)</sup> 連邦弁護士法（Bundesrechtsanwaltsordnung (BRAO)）第 31a 条

<sup>(66)</sup> 公益社団法人商事法務研究会 前掲注(48), p.105.

<sup>(67)</sup> 「司法における電子的通信手段の使用に関する法律（司法通信法）」（Gesetz über die Verwendung elektronischer Kommunikationsformen in der Justiz (Justizkommunikationsgesetz – JKomG) vom 22. März 2005 (BGBl. I S. 837)）

<sup>(68)</sup> 「司法における電子的訴訟記録の導入及び電子的情報交換の一層の推進に関する法律」（Gesetz zur Einführung der elektronischen Akte in der Justiz und zur weiteren Förderung des elektronischen Rechtsverkehrs vom 5. Juli 2017 (BGBl. I S. 2208)）

<sup>(69)</sup> 「民事訴訟の改革に関する法律（民事訴訟改革法）」（Gesetz zur Reform des Zivilprozesses (Zivilprozessreformgesetz - ZPO-RG) vom 27. Juli 2001 (BGBl. I S. 1887)）

<sup>(70)</sup> 「司法及び検察の手続におけるビデオ会議技術の利用を強化する法律」（Gesetz zur Intensivierung des Einsatzes von Videokonferenztechnik in gerichtlichen und staatsanwaltschaftlichen Verfahren vom 25. April 2013 (BGBl. I S. 935)）

テレビ会議による弁論を実施することができることとされた。また、テレビ会議の際、同時中継される映像と音声は、録画しないこととされている（ZPO 第 128a 条）。

なお、ドイツでは、我が国の弁論準備手続のような口頭弁論以外の口頭による争点整理手続は存在せず、1976 年の簡素化法<sup>(71)</sup>により、口頭弁論の準備のため、書面による事前手続が設けられたが（ZPO 第 276 条）、我が国の書面による準備手続とは異なり、電話会議による協議の定めはない<sup>(72)</sup>。

### 3 フランス

フランスの裁判所組織の基本的な特徴は、司法権に属する司法裁判所のほか、行政権に属する行政裁判所を有することであり、行政裁判所は司法裁判所とは別個独立した組織である<sup>(73)</sup>。司法裁判所は、民事訴訟関係では、最上級審である破毀院（Cour de cassation）、上級審である控訴院（Cour d'appel）のほか、多くの種類<sup>(74)</sup>の第一審裁判所によって構成される。第一審の民事普通裁判所としては、大審裁判所（tribunal de grande）と小審裁判所（tribunal d'instance）があったが、2020 年にそれらが統合され司法裁判所（tribunal judiciaire）という名称になった<sup>(75)</sup>。本節では、民事普通裁判所の管轄事件の IT 化の状況を見ることとする。

#### (1) 民事訴訟手続における文書の電子化

2005 年のデクレ<sup>(76)</sup>により、訴訟記録を電子的に保管し（民事訴訟法典（Code de procédure civile: CPC）第 729-1 条）、裁判所との文書のやり取りを電子的方法により行うことができることとされた<sup>(77)</sup>（CPC 第 748-1 条）。同条により、電子文書のやり取りを行うためには、一定の技術的条件を満たすシステムが必要であり（CPC 第 748-6 条）、このための基盤として、裁判所側に司法仮想プライベートネットワーク<sup>(78)</sup>（réseau privé virtuel justice: RPVJ）が設けられ、RPVJ 上の事件管理用のデジタル・プラットフォーム<sup>(79)</sup>として、「WinCi TGI」と呼ばれるシステムが導入されるとともに、弁護士側に弁護士仮想プライベートネットワーク（réseau privé

(71) 「司法手続の簡素化及び促進に関する法律（簡素化法）」（Gesetz zur Vereinfachung und Beschleunigung gerichtlicher Verfahren (Vereinfachungs-Novelle) vom 3. Dezember 1976 (BGBl. I S. 3281)）

(72) 福田 前掲注(4), p.50.

(73) 行政裁判所には、国务院（Conseil d'Etat）を頂点とする行政裁判機関がある。なお、憲法院（Conseil constitutionnel）など、司法裁判所にも行政裁判所にも属さないものもある（滝沢正『フランス法 第 5 版』三省堂, 2018, pp.197-214）。

(74) 特定の専門的知識を必要とする事項について管轄権を有する裁判所として、商事裁判所（tribunal de commerce）、労働裁判所（conseil de prud'hommes）、農地賃貸借同数裁判所（tribunal paritaire des baux ruraux）、社会保障事件裁判所（tribunal des affaires de sécurité sociale）がある（同上, pp.186-190）。

(75) 「司法の 2018 年から 2022 年までの計画及び改革に関する 2019 年 3 月 23 日の法律第 2019-222 号」（LOI n° 2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice）及び「民事訴訟を改革する 2019 年 12 月 11 日のデクレ第 2019-1333 号」（Décret n° 2019-1333 du 11 décembre 2019 réformant la procédure civile）

(76) 「民事訴訟手続、特定の強制執行手続及び氏変更手続に関する 2005 年 12 月 28 日のデクレ第 2005-1678 号」（Décret n° 2005-1678 du 28 décembre 2005 relatif à la procédure civile, à certaines procédures d'exécution et à la procédure de changement de nom）

(77) 電子的方法の利用については、それが義務付けられている場合を除き、名宛人の明示的な同意が必要であり、弁護士は、一定の場合に、同意があるものと擬制される（CPC 第 748-2 条）。

(78) 仮想プライベートネットワークとは、通信を暗号化するなどして、インターネット上で、イントラネットのようなプライベートなネットワークを構築するものをいい、専用回線を設けるより低コストで設置することができる（影島広泰編著『法律家・法務担当者のための IT 技術用語辞典 第 2 版』商事法務, 2021, pp.165-166）。

(79) デジタル・プラットフォームとは、IT やデータを活用して第三者にオンライン・サービスの場を提供するものをいう（同上, p.62）。

virtuel des avocats: RPVA) が設けられ、RPVA 上に全国弁護士会 (Conseil national des barreaux) の責任で管理する「e-barreau」と呼ばれるシステムが導入された<sup>(80)</sup>。これにより、裁判所と弁護士がそれぞれ「WinCi TGI」と「e-barreau」のシステムにアクセスして電子文書のやり取りを行うことができるようになったが、当事者本人がこの方法によって文書の提出等を行うことはできず、その結果、当事者が裁判所に対する文書の提出を電子的方法により行うことができる事件は、弁護士代理があるもの<sup>(81)</sup>に限られた<sup>(82)</sup>。

電子的な送達等の義務化については、最初に控訴審手続において行われ、2009年のデクレ<sup>(83)</sup>により、裁判所と当事者双方の代理人弁護士について、電子的な文書のやり取りが義務付けられた (CPC 第 930-1 条)。次いで、2017年のデクレ<sup>(84)</sup>により、大審裁判所において、同様に電子的な文書のやり取りが義務付けられ (2019年のデクレ<sup>(85)</sup>による改正前の CPC 第 796-1 条)、現在は、同デクレにより、大審裁判所が司法裁判所に統合され、司法裁判所において、同様の義務付けが行われている (CPC 第 850 条)。

裁判所と弁護士との間のプライベートネットワークにおける電子的な文書のやり取りとは別に、2019年のデクレ<sup>(86)</sup>により、当事者に対する通知については、その同意があれば、当事者と裁判所の連絡等に用いられるものとして司法省が運営する裁判利用者ポータル (Portail du justiciable) と呼ばれるシステムを通じて行うことができるようになり (CPC 第 748-8 条)、当事者は自らの事件の進行状況の確認や呼出状 (assignation) などの文書をそのシステムから閲覧できるほか、その登録をすれば、当事者から裁判所に対する文書の提出を電子的方法により行うことができることとされた<sup>(87)</sup>。

<sup>(80)</sup> 「電子的方法による伝達に関する規定の破毀院手続における先行実施を定める 2008 年 6 月 17 日の司法大臣令」 (Arrêté du 17 juin 2008 portant application anticipée pour la procédure devant la Cour de cassation des dispositions relatives à la communication par voie électronique)、 「電子的方法による伝達に関する規定の大審裁判所における先行実施を定める 2008 年 9 月 25 日の司法大臣令」 (Arrêté du 25 septembre 2008 portant application anticipée pour la procédure devant le tribunal de grande instance des dispositions relatives à la communication par voie électronique)、 「法廷における電子的方法による伝達に関する 2009 年 4 月 7 日の司法大臣令」 (Arrêté du 7 avril 2009 relatif à la communication par voie électronique devant les tribunaux judiciaires)

<sup>(81)</sup> 従来の大審裁判所における弁護士代理の強制及び小審裁判所における本人訴訟の許容という規律は、訴額が 10,000 ユーロ (約 129 万円 (1 ユーロは約 129 円。令和 4 (2022) 年 2 月分報告省令レートに基づく。)) を超えない請求等について本人訴訟が許容されるという形で実質的に維持されている (CPC 第 760 条、第 761 条)。

<sup>(82)</sup> 公益社団法人商事法務研究会 前掲注(48), p.55.

<sup>(83)</sup> 「代理強制のある民事控訴手続に関する 2009 年 12 月 9 日のデクレ第 2009-1524 号」 (Décret n° 2009-1524 du 9 décembre 2009 relatif à la procédure d'appel avec représentation obligatoire en matière civile)

<sup>(84)</sup> 「民事訴訟の現代化及び簡素化に係る各種の措置を定める 2017 年 5 月 6 日のデクレ第 2017-892 号」 (Décret n° 2017-892 du 6 mai 2017 portant diverses mesures de modernisation et de simplification de la procédure civile)

<sup>(85)</sup> 「民事訴訟を改革する 2019 年 12 月 11 日のデクレ第 2019-1333 号」 (Décret n° 2019-1333 du 11 décembre 2019 réformant la procédure civile)

<sup>(86)</sup> 「民事における電子的伝達及び外国人に対する送達に関する各種の措置を定める 2019 年 5 月 3 日のデクレ第 2019-402 号」 (Décret n° 2019-402 du 3 mai 2019 portant diverses mesures relatives à la communication électronique en matière civile et à la notification des actes à l'étranger)

<sup>(87)</sup> 「「裁判利用者ポータル」を通じた通知、呼出し又は受領書の電子的方法による伝達の技術的使用に関する 2019 年 5 月 6 日の司法大臣令」 (Arrêté du 6 mai 2019 relatif aux caractéristiques techniques de la communication par voie électronique des avis, convocations ou récépissés via le « Portail du justiciable ») 及び 「「裁判利用者ポータル」と称される個人的情報の自動的処理の実施の権限を付与する 2019 年 5 月 28 日の司法大臣令」 (Arrêté du 28 mai 2019 autorisant la mise en œuvre d'un traitement automatisé de données à caractère personnel dénommé « Portail du justiciable »)

## (2) 民事訴訟手続におけるウェブ会議等の利用

2007年の法律<sup>(88)</sup>により、職権又は当事者の要請により、かつ、当事者全員の同意を得て、複数の各法廷を相互にビデオ会議システムで接続する方法を用いて、弁論することができることとされ、弁論を公開で行うべき場合には、弁論が行われる全ての法廷を公開すべきものとされた。この場合においては、原則として<sup>(89)</sup>、録音又は録画は禁止される（司法組織法典（Code de l'organisation judiciaire）L第111-12条）。

## Ⅲ 我が国におけるIT化の改革の方向性

### 1 裁判手続等の全面IT化の実現とその課題

#### (1) 民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現

平成29（2017）年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」<sup>(90)</sup>を受けて、内閣官房に有識者等で構成される「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、当該検討会は、平成30（2018）年3月に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」（以下「検討会取りまとめ」という。）を公表した<sup>(91)</sup>。

検討会取りまとめでは、「裁判手続等のIT化は、適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判を実現するため、現代社会における情報通信技術の発展、浸透の度合い等を適切に反映しつつ、国民の司法アクセスの向上、裁判手続の迅速化・充実化に資することを目的として、目指すべきもの」であり、「紛争解決インフラの国際競争力強化、裁判に関わる事務負担の合理化、費用対効果等の総合的な観点からも、推進されるべきもの」とされた<sup>(92)</sup>。また、平成30（2018）年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」においても、「司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現」を目指して取り組むこととされた<sup>(93)</sup>。

#### (2) 民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の課題

民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化に当たっての課題としては、主に、①本人訴訟のサポートに関する課題と、②情報セキュリティ対策に関する課題が挙げられる<sup>(94)</sup>。

<sup>88</sup> 「法の簡易化に関する2007年12月20日の法律第2007-1787号」（LOI n° 2007-1787 du 20 décembre 2007 relative à la simplification du droit）

<sup>89</sup> 遺産法典（Code du patrimoine）において、公開審理が司法の歴史的記録に有益である場合には、録音又は録画をすることができることとされている（L第221-1条）。

<sup>90</sup> 「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」こととされた（「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（平成29年6月9日閣議決定）p.112。首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\\_t.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf)>）。

<sup>91</sup> 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」2018.3.30。同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/pdf/report.pdf>> なお、当該検討会の委員については、同、p.25を参照。

<sup>92</sup> 同上、p.5。検討会取りまとめでは、民事裁判手続のうち、「検討の優先順位・効率化の観点から、まずは民事訴訟全般のIT化の検討を進め、その成果や制度設計を活かして、非訟事件や家事事件のIT化に向けた検討が進められるべきである」とされた（同、p.6）。

<sup>93</sup> 「未来投資戦略2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—」（平成30年6月15日閣議決定）pp.55-56。首相官邸ウェブサイト <[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_zentai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf)>

<sup>94</sup> 民事訴訟では、原告や被告に弁護士がつかない訴訟が約半数を占めるので、ITツールやインターネットの利用に不慣れな人への配慮は不可欠であり、また、訴訟記録には、個人情報や企業秘密が含まれるので、サイバー攻

本人訴訟のサポートについては、検討会取りまとめにおいて、「当事者の裁判を受ける権利にも十分配慮しつつ、当事者の置かれた立場や訴訟の各進行段階等に応じ、裁判所による適切なウェブ上の利用システム・環境の構築や、適切な担い手による充実したIT面のサポート（ITリテラシー支援策）が必要である」とされた<sup>(95)</sup>。令和2（2020）年3月の「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」の取りまとめにおいては、本人訴訟のサポートについて、書面の電子化等のITリテラシー支援（形式的サポート）とそれにとどまらない個別具体的な事案における民事訴訟を進行する法的助言（実質的サポート）があるとし、形式的サポートについては、各地の裁判所や日本司法支援センター（法テラス）等の公的機関、弁護士、司法書士、これらの士業者団体等の受け皿となり得る者において幅広くサポートを担当すべきであり、実質的サポートについては、弁護士等（簡易裁判所におけるサポートについては、司法書士等）の果たす役割は極めて大きいとされた<sup>(96)</sup>。

情報セキュリティ対策については、検討会取りまとめにおいて、「必要とされる情報セキュリティ水準と情報セキュリティ対策（本人確認、改ざん・漏洩防止等）は、訴訟の各手続段階や訴訟記録等である情報の内容、性格等により異なるものであり、それに対応した在り方を改めて実務的に検討していく必要があるとともに、それに即した適切な体制の整備が望まれる」とされた<sup>(97)</sup>。民事訴訟における情報セキュリティ水準については、例えば、①裁判官の評議などのように高度の機密性を有するもの、②プライバシー情報などのように機密性を有するもの、③非公開で行われた審理に係る情報などのように一定の機密性を有するもの、④閲覧等の制限がない訴訟記録などのように機密性が限定的であるものというように、機密性を有する情報のレベルを整理して、セキュリティ水準を適切に設定することが有用であるとの指摘がある<sup>(98)</sup>。

## 2 民事訴訟手続における「3つのe」

検討会取りまとめでは、裁判手続等のIT化を検討するに当たっては、利用者のニーズや諸外国の状況を踏まえると、民事訴訟手続における「3つのe」（e提出（e-Filing）、e事件管理（e-Case Management）、e法廷（e-Court）の実現）を目指すという観点から検討を進め、実現を図っていくことが相当であるとされた<sup>(99)</sup>。本節では、その内容及び実現プロセスについて見ることとする。

### (1) 「3つのe」の内容

#### (i) e提出の実現

e提出については、紙媒体の訴状、答弁書、委任状、準備書面（口頭弁論において主張する事項をあらかじめ記載して裁判所に提出し、相手方当事者にも直送<sup>(100)</sup>する書面）、証拠書類等

撃を受けて情報が漏えいすれば、当事者が被害を受けるだけでなく、司法への信頼も損なわれるとの指摘がある（例えば、「[社説] 民事裁判IT化 うまく活用し利便性の向上を」『読売新聞』2020.2.7）。

<sup>(95)</sup> 裁判手続等のIT化検討会 前掲注(91), p.16.

<sup>(96)</sup> 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議「民事司法制度改革の推進について」2020.3.10, pp.5-7. 内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/minjikaikaku/dai3/honbun.pdf>>

<sup>(97)</sup> 裁判手続等のIT化検討会 前掲注(91), p.16.

<sup>(98)</sup> 湯浅壱道「No.10 民事訴訟のIT化を実現するシステムとセキュリティ」山本和彦編『民事裁判手続とIT化の重要論点—法制審中間試案の争点—』（ジュリストBOOKS. Professional）有斐閣，2021, p.112.

<sup>(99)</sup> 裁判手続等のIT化検討会 前掲注(91), p.7.

<sup>(100)</sup> 民事訴訟規則では、直送（当事者から相手方当事者に対する直接の送付）その他の送付は、送付すべき書類の

を裁判所に提出する現行の取扱い<sup>(101)</sup>に代えて、電子情報によるオンライン提出（紙媒体で作成されたものの電子化を含む。）に移行していくことが望ましいとされた。その方法としては、裁判所の専用システムに当事者がアップロードした電子情報を、相手方当事者がダウンロードして入手する方法が例示されているが<sup>(102)</sup>、その専用システム構築までの過渡的措置として、「準備書面等について、当事者間で電子メール等のITツールを用いた直送の実施等を、到達確認の確保策など必要な対応を講じて、速やかに導入することも考えられる」とされた<sup>(103)</sup>。

提訴手数料の納付については、インターネットバンキングやクレジットカードを用いたオンラインでの納付（電子決済）を実現することが望ましいとされ、訴え提起の段階で、裁判書類等を相手方に郵送するための郵便切手等をあらかじめ裁判所に納める現行の取扱いについては、その在り方や提訴手数料との関係についても検討していく必要があるとされた<sup>(104)</sup>。

期日間に裁判所・双方当事者間で行われる釈明、確認、事務連絡等のやり取りについては、従前の電話、ファクシミリ等による方法に代え、ウェブ会議の活用<sup>(105)</sup>やウェブ上でのチャット類似のやり取りなどを利用可能とすることも検討の余地があるとされた<sup>(106)</sup>。

さらに、訴状や判決書について裁判所による郵送での書面の送達を原則とする現行の取扱いについては、訴訟記録の電子化を推進し、電子情報と紙媒体との併存を極力避け、オンライン化を促進する観点から、改めて検討する必要があるとされたが、「電子情報による送達に適したITツールを有しない被告や外国に所在する被告の場合等には別途の検討が必要」とし、「電子情報による送達の導入に際しては、送達の確実な実施・証明を確保する観点や、架空請求詐欺等による悪用防止の方策も、併せて検討する必要がある」とされた<sup>(107)</sup>。

## (ii) e 事件管理の実現

e事件管理については、当事者等が裁判所の管理する訴訟記録である電子情報に随時かつ容易にオンラインでアクセスすることを可能とすることにより、当事者等が紙媒体の訴訟記録を自ら持参・保管等する負担から解放される効果等が期待できるとする。他方、国民一般に広くオンラインで訴訟記録の閲覧等を認めることの当否については、「訴訟記録の閲覧・謄写制度との関係も含め、今後、丁寧に検討していく必要」があるとされた<sup>(108)</sup>。

また、裁判所・双方当事者が争点整理手続期日で確認された進行計画やプロセスをオンラインで容易に確認し共有することができるような仕組みとすることにより、進行予定の確実な履

---

写しの交付又はその書類のファクシミリを利用したの送信によることとされている（第47条第1項）。

(101) 前掲注(29)参照。

(102) 訴え提起段階における裁判所に対するアクセス方法として、「電子メールによる方法は、誤送信のリスクや到達確認の困難さ等の問題があるから、慎重に考えるべきである」とされた（裁判手続等のIT化検討会 前掲注(91), p.8）。

(103) 同上, pp.7-10.

(104) 同上, pp.8-9.

(105) 電話会議システムやテレビ会議システムには専用の装置が必要であり、それが設置された会議室しか結ぶことができない等の制約があったが、ウェブ会議はパソコン等の端末とインターネット通信回線さえあれば始められるため、より導入が簡単であり、近年は個人、ビジネスを問わずウェブ会議の利用が爆発的に増えている（松永裕吉ほか「民事訴訟におけるウェブ会議等を活用した新たな運用」（特集 コロナ影響下における知財業務）『パテント』73巻12号, 2020.11, p.8）。

(106) 裁判手続等のIT化検討会 前掲注(91), p.10.

(107) 同上, p.9.

(108) 同上, p.10.

践と計画的審理の実現が期待できるとされた<sup>(109)</sup>。

### (iii) e 法廷の実現

e 法廷については、「当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、また、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高めるため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の活用を大幅に拡大するのが望ましい」とされ、請求内容に争いがない場合又は被告の応訴がない場合には、「ウェブ会議等<sup>(110)</sup>を有効に活用すること等により、当事者の出頭の負担なくして、速やかに和解手続や判決手続につなげていくための新たな仕組み・方策を検討していくことも考えられる」とされた<sup>(111)</sup>。

また、争点整理手続については、当事者等が「裁判所に現実に出頭しなくとも争点整理に関与する方策を検討していく必要がある」とされ、人証調べ手続についても、ウェブ会議等による人証調べの利用を必要な範囲で拡大することが望ましいとされた<sup>(112)</sup>。

## (2) 「3つのe」の実現プロセス

検討会取りまとめでは、「3つのe」は互いに独立したものではなく、相互に連携することでより効果的なIT化が実現可能となるとしつつ、そのうち実現可能なものから速やかに段階的に導入していき、IT化の全面実現に向けた環境整備を順次進めていくことが相当であるとされた。その観点から、争点整理手続でのウェブ会議等の活用は、導入に当たってのハードルが比較的 low、現行法下でも実現可能な部分があるなど法整備上の課題も小さいため<sup>(113)</sup>、機器整備等の条件が整えば、第一段階として運用を開始することが相当であるとされ（e法廷の先行実現）、同様に、人証調べでのウェブ会議等の活用も、条件が整えば導入することが相当であるとされた。一方で、訴状の提出等のオンライン化（e提出）や、オンラインでの進行確認等のe事件管理については、現行法の枠を超える部分があるとともに、新たに設計・構築することになるシステム整備等の対応もあることから、速やかな実現に向けて、必要な法整備やシステムの在り方に関する検討・準備を早急かつ着実に進めていく必要があるとされた<sup>(114)</sup>。

その上で、全面IT化の実現段階に応じて、現行法の下で運用によって実現可能であるe法廷（争点整理手続におけるウェブ会議等の利用等）の段階である「フェーズ1」、関係法令の改正を要するが、環境整備（予算措置）を要しないe法廷の段階である「フェーズ2」、関係法令の改正を要し、かつ、環境整備（予算措置）も要するe提出・e事件管理の段階である「フェーズ3」の3つの段階に分け、「フェーズ1」については令和元（2019）年度から特定庁での試行を開始し、「フェーズ2」については令和4（2022）年度頃から開始することを目指して、令和元（2019）年度中に法制審議会に諮問することを視野に入れ、「フェーズ3」については同様に法制審議会へ諮問することを視野に入れて速やかに検討・準備することが望ましいとされ

<sup>(109)</sup> 同上, p.11.

<sup>(110)</sup> 「ウェブ会議等」について、検討会取りまとめにおいて定義は設けられていないが、一般には、ウェブ会議及びテレビ会議をいう（商事法務編 前掲注(6), p.45）。

<sup>(111)</sup> 裁判手続等のIT化検討会 前掲注(9), pp.11-12.

<sup>(112)</sup> 同上, pp.12-14.

<sup>(113)</sup> 弁論準備手続期日においては一方の当事者が出頭が必要であるのに対し（民事訴訟法第170条第3項ただし書）、書面による準備手続では当事者双方が出頭することなく、裁判所と当事者双方が協議することができる（同法第176条第3項）、という違いがある。

<sup>(114)</sup> 裁判手続等のIT化検討会 前掲注(9), pp.18-19.

た<sup>(115)</sup>。

令和2(2020)年7月に閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」においては、「適正迅速な裁判の実現を図るため、「裁判手続等のIT化検討会」において、民事訴訟手続の全面IT化として、e提出(主張証拠のオンライン提出等)、e法廷(ウェブ会議・テレビ会議の導入・拡大等)及びe事件管理(訴訟記録への随時オンラインアクセス等)の「3つのe」を目指すべきことが確認され…(中略)…司法府における自律的判断を尊重しつつ、政府において、その実現に向けて必要な取組を進めていく」こととされた<sup>(116)</sup>。

## IV IT化の運用に係る実施状況

令和3(2021)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」<sup>(117)</sup>において、現行民事訴訟法の下、「web会議を活用した非対面・遠隔での争点整理の運用を拡大し、さらに準備書面等の電子提出の運用開始を目指す」こととされた<sup>(118)</sup>。本章では、民事訴訟手続のIT化の運用に係る実施状況として、これらの内容について見ることにする。

### 1 争点整理手続におけるウェブ会議等の利用

検討会取りまとめの「フェーズ1」は、既存法制を前提としたIT化の運用の試みであるが、これに対応するe法廷の運用は、ウェブ会議等を活用して<sup>(119)</sup>争点整理手続を行うというものである。また、令和2(2020)年7月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」(以下「フォローアップ」という。)において、司法府には「現行民事訴訟法の下でのウェブ会議等を活用した非対面での運用について、2020年度中の全国の地裁本庁での開始、2021年度から地裁支部での順次開始、これら状況を見ながら高裁等での順次拡大の検討」を期待する<sup>(120)</sup>とされた。

ウェブ会議では、裁判所への出頭の負担が軽減され利便性が向上するだけでなく、期日等の

<sup>(115)</sup> 同上, pp.20-22; 山本和彦「No.01 民事裁判のIT化の経緯と課題」同編 前掲注98, p.5.

<sup>(116)</sup> 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」2020.7.17, p.31. 首相官邸ウェブサイト <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryoun1.pdf>> 当該計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」(令和2年7月17日閣議決定)により定められた。

<sup>(117)</sup> 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2021.6.18. 同上 <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20210618/siryoun1.pdf>> 当該計画は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の変更について」(令和3年6月18日閣議決定)により定められた。

<sup>(118)</sup> 同上, p.32. なお、令和3(2021)年12月、「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画について」(同月24日閣議決定)により、改訂された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が定められ、「民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度(2025年度)に本格的な運用を円滑に開始するため…(中略)…令和5年度(2023年度)中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和4年度(2022年度)以降、試行や先行運用を開始できるように環境整備に取り組む」こととされている(「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2021.12.24, p.71. デジタル庁ウェブサイト <[https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224\\_policies\\_priority\\_package.pdf](https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital/20211224_policies_priority_package.pdf)>).

<sup>(119)</sup> ウェブ会議用ソフトウェアとして「Microsoft Teams」が採用され、その機能は、ビデオ通話やビデオ会議だけでなく、チャット、ファイルの共有や共同編集等多種多様であり、ユーザーは端末のアプリを通じてMicrosoft社のクラウド上でサインアップして「Microsoft Teams」の各機能を利用することになる(松永ほか 前掲注98, p.8).

<sup>(120)</sup> 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定) p.68. 首相官邸ウェブサイト <<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2020.pdf>> なお、フォローアップでは、「2022年中の民事訴訟法等の改正を前提に、1) 早ければ2022年度中に、非対面での争点整理手続の運用拡大、非対面での和解期日等の運用開始、2) 早ければ2023年度からの非対面での口頭弁論期日の運用開始」を期待する、ともされた(同)。

指定を柔軟に行うことができるようになる<sup>(121)</sup>。また、裁判所と双方当事人が互いに表情等を見ながら協議することができ、音声のみが通じる電話会議と比べてより充実した審理ができるほか、例えば、①画面共有機能を活用し、交通事故損害賠償訴訟において事故現場の図面や写真を見ながら、認識共有を円滑に進めること、②ファイル共有機能を活用して、期間に各当事者が同一のファイルに加筆等を行うことにより争点整理案や和解条項案を作成すること、③メッセージ機能を活用して、裁判所が、簡便かつ機動的に積明事項を双方当事人に同時に送信すること、ができるようになることなども考えられる<sup>(122)</sup>。

ウェブ会議等を活用した争点整理手続については、令和2(2020)年2月から知的財産高等裁判所と高等裁判所所在地にある地方裁判所本庁8庁(東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松)の合計9庁で、同年5月から横浜、さいたま、千葉、京都及び神戸の各地方裁判所本庁の5庁で、同年12月からその他の地方裁判所本庁の37庁で開始された<sup>(123)</sup>。新型コロナウイルス感染症のため緊急事態宣言が発令された同年4月及び5月は一時的にウェブ会議等の利用件数が落ち込んだが<sup>(124)</sup>、その後、ITの利用が感染拡大防止対策の観点からも有益であることが広く社会に共有されるに至り、対面会議を可及的に縮小する社会的気運にも合致し、争点整理手続におけるウェブ会議等の利用は急速に普及してきている<sup>(125)</sup>。また、ウェブ会議等を活用した争点整理手続については、一部の地方裁判所支部でも、令和4(2022)年2月から順次運用が開始され、同年7月までに全ての地方裁判所支部で運用が開始される予定である<sup>(126)</sup>。

## 2 準備書面等のオンライン提出

フォローアップにおいて、「現行民事訴訟法の下での準備書面等の電子提出の運用について、2021年度中に一部の庁での速やかな運用開始を目指すとともにその後に電子提出の利用の普及促進」をすることや、「2025年度中に当事者等による電子提出等の本格的な利用を可能とすることを目指し、一部について先行した運用開始の検討」をすることが挙げられていた<sup>(127)</sup>。

フォローアップ等を踏まえ、e提出の一部を先行実施するため、最高裁判所により、民事裁

(121) 松永ほか 前掲注(106), p.8.

(122) 富澤賢一郎ほか「No.11 ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用(フェーズ1)の現状と課題」山本編 前掲注(98), pp.120-121.

(123) 同上, p.118; 「全国の地方裁判所本庁でウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を開始しました。」裁判所ウェブサイト <[https://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting\\_2020\\_1214/index.html](https://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting_2020_1214/index.html)>

(124) 裁判所は、緊急事態宣言下において、多くの期日を取り消す等の対応をとり、その宣言の解除後に、感染拡大防止対策を講じながら、段階的に業務を再開し、業務再開後は、民事訴訟における電話会議やウェブ会議の活用など対面に代わるコミュニケーション手段の活用等が図られている(最高裁判所事務総局「裁判の迅速化に係る検証結果の公表(第9回)について」『判例タイムズ』1488号, 2021.11, pp.6-10)。

(125) ウェブ会議等の利用は、令和3(2021)年3月には、利用件数が1万1992件(弁論準備手続で2,073件、書面による準備手続で9,479件)であり、全体の約8割の事件で当事者双方が不出頭の手続が行われている(富澤ほか 前掲注(122), p.123)。

(126) 「地方裁判所支部におけるウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用の開始について」裁判所ウェブサイト <[https://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting\\_2022\\_0214/index.html](https://www.courts.go.jp/about/topics/webmeeting_2022_0214/index.html)> なお、ウェブ会議は、民事訴訟手続だけでなく労働審判手続や家事調停手続などにも導入され、労働審判手続では、令和2(2020)年7月からその利用が開始され、同月から同年11月までに164件(速報値)の利用があり(「ウェブ会議全50地裁に争点整理、感染拡大で利用増 専門家「家裁にも導入を」」『日本経済新聞』2020.12.21)、家事調停手続では、令和3(2021)年12月以降、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所からその試行が開始された(「倒産手続き、IT化へ政府計画案、23年度にも試行 離婚裁判なども検討」『日本経済新聞』2021.12.16)。

(127) 「成長戦略フォローアップ」前掲注(120)

判書類電子提出システム（通称「mints（ミンツ）」）が開発された。mints は、インターネットに接続された端末から、時間や場所を問わず、オンライン申立て等を可能とするものである。mints の主な機能としては、①電子データのアップロードによる書面の提出、②アップロードされた電子データの閲覧・ダウンロード・印刷、③受領書面の自動作成とアップロードによる提出が挙げられる<sup>(128)</sup>。

法制面においては、民事訴訟法の改正を要することなく、平成 16 年改正法で設けられた民事訴訟法第 132 条の 10 の規定が、書面性の求められる申立て等について、最高裁判所規則で定めるところにより、オンライン申立て等ができる旨を定めていることを活用し、最高裁判所は、「民事訴訟法第 132 条の 10 第 1 項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」（令和 4 年最高裁判所規則第 1 号。以下「オンライン申立規則」という。）を制定した<sup>(129)</sup>。mints を用いてすることができるオンライン申立て等は、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人があり、かつ、当事者双方においてオンライン申立て等を希望する事件<sup>(130)</sup> その他裁判所が相当と認める事件におけるものに限られる（オンライン申立規則第 1 条第 1 項ただし書）。オンライン申立て等が可能となる書面は、ファクシミリにより提出可能とされているもの（準備書面、証拠説明書、証拠申出書等）<sup>(131)</sup> と、書証の申出のための文書の写しである<sup>(132)</sup>（同項本文、同規則第 4 条第 1 項）。

現行民事訴訟法では、mints にアップロードされた電子データは、裁判所において書面に出力することとされ（第 132 条の 10 第 5 項）、訴訟記録の閲覧等はその出力された書面をもって行うものとされており（同条第 6 項）、電子データ自体が訴訟記録とされるものではないが、当事者は、事件の係属中、mints にサインインしてアップロードされた電子データをいつでも参照することができるので、検討会取りまとめの「フェーズ 3」の段階における訴訟記録が電子化された場面の一端を体験することが可能であるとされる<sup>(133)</sup>。

オンライン申立規則において、施行期日は令和 4（2022）年 4 月 1 日と定められているが（附則）、mints によるオンライン申立て等を取り扱う裁判所は、別途、最高裁判所が定めることとされている<sup>(134)</sup>（第 2 条）。

<sup>(128)</sup> 橋爪信ほか「民事裁判書類電子提出システム（mints）の運用開始について」『NBL』1212 号，2022.2.15，pp.4-5.

<sup>(129)</sup> オンライン申立規則に基づく細則において、オンライン申立等の方式に関する事項が定められた（「民事訴訟法第 132 条の 10 第 1 項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則施行細則」（令和 4 年最高裁判所告示第 1 号））。

<sup>(130)</sup> 当事者双方に訴訟代理人がある事件に限ってオンライン申立て等が可能とされたのは、mints がインターネットを通じて利用されるものであり、情報セキュリティを維持し、十分な帯域を確保するなどして安定的に稼働させる必要があることなどから、まずは確実に運用可能な範囲から開始するという理由によるものである（橋爪ほか 前掲注<sup>(128)</sup>，pp.6-7）。

<sup>(131)</sup> 前掲注<sup>(29)</sup>参照。

<sup>(132)</sup> 文書の写しの提出は、申立て等に含まれず、平成 16 年改正法で設けられた民事訴訟法第 132 条の 10 の委任の対象とされていないが、近年の IT の発展により、一般に書証の内容を正確に電子化することに困難が伴うとはいえないことなどから、同法第 3 条の最高裁判所規則に対する包括的な委任規定に基づき対象とされた（橋爪ほか 前掲注<sup>(128)</sup>，p.7）。

<sup>(133)</sup> 同上，p.8.

<sup>(134)</sup> まずは、甲府地方裁判所（本庁）及び大津地方裁判所（本庁）において mints を導入することが予定されており、その後、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所（商事部及び知的財産権専門部）並びに大阪地方裁判所（知的財産権専門部）でも mints の運用が開始される予定である（同上）。

## V IT化に係る法制上の主要課題

令和2(2020)年2月、法務大臣から法制審議会に対し、民事裁判手続のIT化についての諮問<sup>(135)</sup>がされ、法制審議会に「民事訴訟法(IT化関係)部会」(以下「部会」という。)が設置され、部会は、同年6月に民事裁判手続のIT化に向けた民事訴訟法等の見直しについて調査審議を開始した。令和3(2021)年2月、部会の第9回会議において「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」(以下「中間試案」という。)が取りまとめられ<sup>(136)</sup>、パブリック・コメントの手続が実施され、その後、さらに調査審議が重ねられ、令和4(2022)年1月、部会の第23回会議において「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」<sup>(137)</sup>(以下「要綱案」という。)が取りまとめられた<sup>(138)</sup>。

フォローアップでは、「オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、2022年中の民事訴訟法等の改正に取り組む」こととされている<sup>(139)</sup>。部会で議論された法制上の課題は広範にわたるため、本章では、フォローアップで例示されている上記事項に係る論点について、主として、中間試案と要綱案に基づき、民事訴訟手続のIT化に係る法制上の主要課題を整理する。

### 1 訴状等のオンライン提出

#### (1) 義務化の範囲

裁判所に対する申立て等のうち書面等をもってするとされているものについて、オンライン申立て等ができるようにするという点については基本的に異論がないが、オンライン申立て等が可能な環境が整備された場合、その利用を義務とするか、また、義務とするときはどの範囲とするかが問題となる。これに関し、中間試案では、オンライン申立て等について、①原則として全ての者に義務付ける案、②委任を受けた訴訟代理人(弁護士や司法書士等)などに限

<sup>(135)</sup> 「民事裁判手続のIT化について」(諮問第111号)は、「近年における情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現など民事訴訟制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」というものであった(「民事裁判手続のIT化について」(法制審議会第186回会議 配布資料7)2020.2.21. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001315509.pdf>>)。

<sup>(136)</sup> 「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案」2021.2.19. 同上 <<https://www.moj.go.jp/content/001342957.pdf>>; 法務省民事局参事官室「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案の補足説明」2021.2.19. <<https://www.moj.go.jp/content/001342958.pdf>> 本稿では、中間試案とその補足説明について、特に区別する必要がある場合を除き、「中間試案」として言及する。なお、令和3(2021)年7月、部会の第15回会議において、民事訴訟において被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度につき「追加試案」が取りまとめられ、パブリック・コメントの手続が実施された(「民事訴訟において被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度についての「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する追加試案」(令和3年7月30日)の取りまとめ」2021.7.30. 同 <[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00272.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00272.html)>)。

<sup>(137)</sup> 「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」2022.1.28. 同上 <<https://www.moj.go.jp/content/001365873.pdf>>

<sup>(138)</sup> 「民事訴訟法改正要綱案：民事訴訟書面、ネット提出 口頭弁論もウェブで 法制審部会案」『毎日新聞』2022.1.29; 「民事裁判を全面IT化 法制審要綱案 今国会に法案提出へ」『東京新聞』2022.1.30. 部会において決定された要綱案は、令和4(2022)年2月14日の法制審議会において、審議・採決の結果、賛成多数で採択され、直ちに法務大臣に答申することとされた(「法制審議会第194回会議(令和4年2月14日開催)」同上 <<https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500043.html>>)。

<sup>(139)</sup> 「成長戦略フォローアップ」前掲注<sup>(120)</sup>, p.67.

り義務付ける案、③義務付ける場合を設けず任意選択とする案のほか、国民におけるITの浸透度、本人サポートの充実度等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として上記①を実現することを目指しつつ、まずは最高裁判所規則を定めて上記③を実質的に実現した上で、その後段階的に上記②を経て上記①を実現する、という考え方なども示された<sup>(140)</sup>。

これに関し、日本弁護士連合会の中間試案に対する意見書では、紙媒体の書面のやり取りを電子的方法で代替することにより、事務的負担や管理コストの低減をもたらすなど利用者に大きなメリットがあるが、オンライン申立て等を「市民一般に義務化するには、その前提として、利用しやすい電子情報処理組織の構築、裁判所内におけるIT環境の整備(パソコンの設置など)及びこれに対応する人員整備、ユーザーガイドの作成、充実したサポート体制の構築などが必要である」とされた<sup>(141)</sup>。また、部会では、全ての当事者がオンライン申立て等によることを目指すことについてはおおむね異論がなかった一方で、その実現の方法や時期については異なる意見があり、民事訴訟法の改正法施行時に一律に原則義務化する環境ではないが、弁護士等の士業者については義務化すべきとの意見<sup>(142)</sup>などがあったとされる<sup>(143)</sup>。

要綱案では、義務化の範囲については、オンライン申立て等に対応可能であると考えられる者、すなわち、①訴訟代理人のうち委任を受けたもの(簡易裁判所においては、弁護士のほか司法書士(司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第1項第6号)、さらに弁護士や司法書士でない者であっても個別事件ごとに裁判所の許可を得た者は訴訟代理人となることができるが(民事訴訟法第54条第1項ただし書)、当該許可を得て訴訟代理人となったものを除く。)、②国の指定代理人、③地方公共団体から委任<sup>(144)</sup>を受けたその職員、とされた<sup>(145)</sup>。また、オンライン申立て等を促進するため、最高裁判所規則において、オンライン申立て等を行うことができる者は、申立て等をオンライン申立て等の方法によりするものとする旨の規律(訓示規定)を設けることとされた<sup>(146)</sup>。

## (2) オンライン申立て等の方法

中間試案では、オンライン申立て等について、裁判所の電子情報処理組織(以下「事件管理システム」という。)を使用する方法によることが提案され<sup>(147)</sup>、これについては、要綱案も中間試案と同様である<sup>(148)</sup>。事件管理システムの概要は、①利用者が事件管理システムを利用す

<sup>(140)</sup> 商事法務編 前掲注(6), p.11.

<sup>(141)</sup> 日本弁護士連合会「『民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する中間試案』に対する意見書」2021.3.18, p.9. <[https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210318\\_8.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210318_8.pdf)>

<sup>(142)</sup> 弁護士、司法書士等は、日常的にワープロソフトを用いて裁判所に提出する資料を作成しているので、オンライン申立て等への対応が困難とまでは想定し難いことなどが考慮された(商事法務編 前掲注(6), pp.55-56)。

<sup>(143)</sup> 「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討2」(法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会第18回会議 部会資料26)2021.10.15, pp.1-2. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001357535.pdf>> なお、令和3(2021)年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、デジタルを標準とするため、「少なくとも訴訟代理人があるときはインターネットを用いてする申立て等によらなければならないこととする」とされている(「デジタル社会の実現に向けた重点計画」前掲注(10), p.71)。

<sup>(144)</sup> 地方公共団体は、その事務に関する訴訟について、補助機関である職員に委任することができる(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項)。

<sup>(145)</sup> 「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.6.

<sup>(146)</sup> 同上, pp.6-7.

<sup>(147)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.64-65.

<sup>(148)</sup> 「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.4.

るために裁判所から通知を受けるためのメールアドレス等（以下「通知アドレス」という。）の届出をしてアカウントを取得し、②利用者が事件管理システムのサーバに訴状、準備書面及び証拠となるべきものの写し等（以下「裁判資料」という。）のデータをオンラインで記録（アップロード）することにより、裁判所に裁判資料を提出し、③サーバに裁判資料が記録されたことが相手方当事者の通知アドレスに通知され、④相手方当事者はサーバにアクセスして記録されたデータを閲覧又は記録（ダウンロード）することによって裁判資料の内容を了知する、というものである<sup>(149)</sup>。

## 2 訴訟記録の電子化

現行法上、訴訟記録には当事者から提出された裁判資料や裁判所が作成した調書等の書面が編てつされているが、オンライン申立て等が行われた場合であっても、訴訟記録は書面で作成することが前提となっている（民事訴訟法第132条の10第5項）。

中間試案では、訴訟記録を全面的に電子化することが提案されるとともに、書面を用いた申立てが認められる場合において、裁判所に書面で提出された裁判資料は、裁判所（裁判所書記官）がその書面を電子化すること及び提出された書面を一定期間保管することが提案された。訴訟記録を電子化することのメリットとしては、①インターネットを用いて訴訟記録にアクセスすることが可能となれば、当事者が訴訟記録を持ち運ぶことが不要になること、②電子化された訴訟記録を用いて迅速かつ効率的な争点等の整理を行うことが可能になること<sup>(150)</sup>、③裁判所における訴訟記録の管理や運搬が容易になること<sup>(151)</sup>等があり、これらのメリットが提出された書面を電子化するために一定のコストがかかることによるデメリットを上回ると考えられることが、その提案の理由である<sup>(152)</sup>。

これについては、要綱案も中間試案と同様であり<sup>(153)</sup>、裁判所において提出された書面を電子化する方法は、書面をスキャナで読み取りPDFファイルとすることを想定し、また、電子化することが困難なものも考えられることから、そのようなものについては、電子化の例外とする規律も設けられている<sup>(154)</sup>。

## 3 訴状等の電子送達

現行民事訴訟法上、訴状や判決書など書類の到達によって名宛人に重大な効果を生ずるものについては、送達という法定の形式により名宛人に交付すべきものとされ（第138条第1項、第255条第1項）、実務上、裁判所書記官が送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付又は郵送する方法により、送達を行っている<sup>(155)</sup>。

<sup>(149)</sup> 商事法務編 前掲注(6), p.45.

<sup>(150)</sup> 例えば、当事者が、争点整理案などを同時に見て、議論をしながら即座に修正をしていくことが可能になる（同上, p.63）。

<sup>(151)</sup> 物理的なスペースの削減に加え、移送や上訴等により事件の継続裁判所が変更する場合に、訴訟記録の運搬のために必要としていた時間や労力が大きく節減される（同上）。

<sup>(152)</sup> 同上, pp.61-64.

<sup>(153)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.5.

<sup>(154)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案）1についての補足説明」（法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会第20回会議 部会資料29-2）2021.11.26, pp.4-5. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001360268.pdf>> 電子化することが困難なものとしては、例えば、添付資料としての建築図面や書証としての本一冊などがある（同, p.5）。

<sup>(155)</sup> 商事法務編 前掲注(6), p.70. なお、現行民事訴訟法上、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送

現行法上認められる送達方法に比べ、オンラインによる送達は、簡易迅速に送ることができ、送達に要する費用や時間を節約できる反面、送達すべき電子書類にアクセスするに当たり、送達を受けるべき者において、ITツールを操作する必要があることから、これを一律に義務付けることとすると、ITツールの利用に習熟していない者やその利用環境が十分でない者の裁判を受ける権利を害するおそれがある。そこで、中間試案では、通知アドレスの届出をした者に限り、事件管理システムを利用した方法による送達（以下「システム送達」という。）をすることが提案された。システム送達については、送達すべき書類を事件管理システムに記録（アップロード）して、通知アドレスの届出をした当事者等が事件管理システムを用いて電子書類の閲覧又は記録（ダウンロード）をすることができる状態に置くとともに当該当事者等の通知アドレスにその旨を通知してすることとし、当該当事者等が電子書類を閲覧又は記録をした時にその効力が生ずることとされ、当該当事者等に通知が発出された日から1週間を経過した日までに閲覧又は記録がされないときは、その日を経過した時に閲覧したものとみなすこととされた（みなし閲覧の特則）。オンラインによる送達の方法としては、システム送達のほか、送達すべき電子書類をファイルとして添付した電子メールにより送信する方法も考えられるが、このような方法は誤送信や情報流出の可能性、コンピュータウイルスへの感染リスクなどがあるため採用されなかった<sup>(156)</sup>。

要綱案では、中間試案と同様に通知アドレスの届出をした者に対するシステム送達が提案され、システム送達の効力の発生時期は、送達を受けるべき者が送達すべき事項について、①閲覧をした時、②その使用に係るファイルへの記録をした時、③閲覧又は記録をすることができる旨の通知が発せられた日から1週間を経過した時、のいずれか早い時にその効力を生ずるものとされ、送達を受けるべき者がその責めに帰することのできない事由によって閲覧又は記録をすることができない期間は、上記③の期間に算入されないものとし、送達を受けるべき者の手続保障の観点から、みなし閲覧の特則<sup>(157)</sup>の例外を設けることが提案された<sup>(158)</sup>。ただし、システム送達については、被告は訴状の送達により初めて訴えの存在を知り、その後、通知アドレスの届出をすることが通常であると考えられるので、訴状の送達の場面における活用には、一定の限界がある<sup>(159)</sup>。

次に、現行法における判決の規律を見ると、判決書は書面により作成されることが前提とされ（民事訴訟法第253条）、判決書の原本には、判決をした裁判官の署名及び押印が要求され（民事訴訟規則第157条第1項）、判決書は、言渡し後遅滞なく、裁判所書記官に交付され（同規則第158条）、裁判所書記官は、交付された判決書に基づいて正本を作成し、当事者にこれを送達するものとされている（同法第255条、同規則第159条第1項）。部会では、電磁的記録

---

達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示する方法により行う公示送達が一定の場合に認められるが（第110条、第111条）、中間試案では、公示送達について、インターネットを用いた公示送達の方法を導入することが提案された（同、pp.77-78）。これについては、要綱案も同様である（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注<sup>(157)</sup>、pp.8-9）。

<sup>(156)</sup> 商事法務編 同上、pp.69-72。

<sup>(157)</sup> 通知の発出から1週間の経過を閲覧又は記録と並ぶシステム送達の効力発生原因の1つと位置付けているので、当該期間の経過により閲覧したものとみなす旨の規律ではないが、分かりやすさの観点から、従前同様「みなし閲覧」という用語が用いられている（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案）1」についての補足説明」前掲注<sup>(154)</sup>、p.14）。

<sup>(158)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注<sup>(157)</sup>、p.8。

<sup>(159)</sup> 山本和彦ほか「No.13 民事裁判のIT化—立法化の論点—」山本編 前掲注<sup>(98)</sup>、pp.170-177。

によって作成された判決（以下「電子判決書」という。）をシステム送達によって送達することで、裁判所に出頭することなく迅速に判決書の送達を受けることができ、当事者の利便にかなうと考えられることについて特段の異論はなく、中間試案では、判決書を電子判決書で作成し電子判決書には作成主体を明示し改変防止措置をすること、判決の言渡しは電子判決書に基づいてすること、電子判決書の送達は、通知アドレスの届出をしている者に対しては電子判決書をシステム送達により送達することとし、通知アドレスの届出をしていない者に対しては電子判決書の内容を出力した書面で送達することが提案された<sup>(160)</sup>。これについては、要綱案も中間試案と同様であり、裁判所書記官により電磁的記録によって作成された調書判決<sup>(161)</sup>（電子調書）の送達についても、電子判決書と同様の規律によることとされている<sup>(162)</sup>。

#### 4 手数料の電子納付

現行法上、訴訟手数料の納付については、原則として訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めるものとされ（「民事訴訟費用等に関する法律」（昭和46年法律第40号）第8条本文）、例外的に納付額が100万円を超える場合には現金納付が可能であるが（同条ただし書、民事訴訟規則第4条の2）、ペイジー<sup>(163)</sup>を利用するなど、電子納付等によることは認められていない。また、手数料以外の費用については、概算額を現金で予納しなければならず（同法第12条第1項）、このうち、送達費用については、現金に代えて郵券で予納することが可能とされ（同法第13条）、実務上はこれが原則とされている<sup>(164)</sup>。

中間試案では、手数料等の納付方法について、オンライン申立て等がされた場合には、ペイジーによる納付の方法に一本化するとともに、書面による申立てが一定の場合に許容されることとなった場合においても、やむを得ない事情があるときを除き<sup>(165)</sup>、ペイジーによる納付の方法によらなければならないものとされた。また、郵便費用については、これを手数料として扱い、申立ての手数料に組み込み一本化し、郵便費用の予納の制度を廃止することとされた。ペイジーによる納付の場合には、当事者は裁判所に赴くことなく、原則としていつでも納付することが可能となり、これまで郵券で予納した郵便費用相当額の精算時にも、郵券ではなく現金により還付を受けることができるようになるなど、当事者の利便性の向上や負担軽減の観点から大きなメリットが認められる<sup>(166)</sup>。

これについては、要綱案も中間試案と同様であり<sup>(167)</sup>、手数料等の具体的な納付方法は最高裁判所規則で定めることが提案され<sup>(168)</sup>、郵便費用に相当する手数料の金額について、オンラ

<sup>(160)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.134-136.

<sup>(161)</sup> 一定の場合に裁判所は判決書を作成しないで迅速に判決を言い渡すことができ、この場合には、裁判所は裁判所書記官に主文その他一定の事項を判決の言渡しをした口頭弁論期日の調書に記載させて判決書に代えることができ、その調書を当事者に送達しなければならないこととされている（民事訴訟法第254条、第255条、第374条第2項）。

<sup>(162)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), pp.16-17.

<sup>(163)</sup> ペイジーは、税金や各種公共料金等の支払を金融機関のインターネットバンキングやATMを利用して行うことができるサービスであり、原則として払込みの手数料を納めることなく利用することができる（商事法務編 前掲注(6), p.158）。

<sup>(164)</sup> 山本和彦「No.09 訴訟記録の閲覧と手数料の電子納付」同編 前掲注(98), p.103.

<sup>(165)</sup> やむを得ない事情があるときは、現行法と同様、収入印紙等により、納付することとされた（商事法務編 前掲注(6), pp.162-163）。

<sup>(166)</sup> 同上, pp.158-162.

<sup>(167)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.26.

<sup>(168)</sup> 施行時における具体的な納付方法はペイジーのみとし、その他の方法を導入するかについては、運用状況を踏

イン申立て等をする場合と書面による申立て等をする場合とでは、前者の場合の方を低額の金額とする方向で検討するとされた<sup>(169)</sup>。

## 5 当事者双方が出頭しない期日等

### (1) ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日

口頭弁論期日において、当事者の法廷への現実の出頭が必要とされたのは<sup>(170)</sup>、法廷に裁判所しか在席しない期日を期日として観念することが難しいと考えられたためであるが、法律上は期日の定義はなく、家事審判手続や非訟事件手続では当事者双方が期日に出頭することなく電話会議等により<sup>(171)</sup>手続に参与することが認められたため、当事者双方が出頭しない場合も期日と位置付けることは不可能ではない<sup>(172)</sup>。

中間試案では、口頭弁論期日における手続について、必ずしも法廷への現実の出頭を要せず、裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議等により<sup>(173)</sup>口頭弁論期日における手続を行うことができるとの規律を設けることとされ、現実に出頭しないでその手続に参与した者は、その期日に出頭したものとみなす旨の規律を設けることが提案された<sup>(174)</sup>。また、口頭弁論の公開は、裁判長が手続を行うために在席する現実の法廷において行うものとし、裁判所がインターネット中継等によって行うことを許容する規律や逆にそれを禁止する規律は設けないことが提案された<sup>(175)</sup>。これについては、要綱案も中間試案と同様である<sup>(176)</sup>。

---

まえて、必要な検討が行われることを想定している（「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案のたたき台2」（法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会第18回会議 部会資料25）2021.10.15, p.7. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001357534.pdf>>）。

<sup>(169)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案）1についての補足説明」前掲注<sup>(168)</sup>, p.31. なお、令和3（2021）年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「書面による申立て等に比べてインターネットを用いてする申立て等の手数料を引き下げることにより、インターネットを用いてする申立て等が標準となるよう取り組む」こととされた（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」前掲注<sup>(168)</sup>, pp.71-72）。

<sup>(170)</sup> 広義の口頭弁論期日とされる証拠調べ期日及び判決言渡期日においては、当事者不出頭での実施が想定されている（民事訴訟法第183条、第251条第2項）。

<sup>(171)</sup> 「音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」によることが認められている（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第54条（家事審判手続の期日）、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第47条（非訟事件手続の期日））。当該方法は、「電話会議等」に相当し、ウェブ会議、テレビ会議及び電話会議のいずれもが許容される（商事法務編 前掲注<sup>(6)</sup>, p.45）。

<sup>(172)</sup> 杉山悦子「新型コロナにより顕在化した民事訴訟の課題」（特集 司法は不要不急か？—コロナ禍における司法の意義と裁判実務—）『法学セミナー』791号, 2020.12, p.23.

<sup>(173)</sup> 「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」によることとされる。当該方法は、「ウェブ会議等」に相当し、ウェブ会議及びテレビ会議は許容されるが、電話会議は許容されない（商事法務編 前掲注<sup>(6)</sup>, p.45）。

<sup>(174)</sup> 同上, pp.83-84.

<sup>(175)</sup> 口頭弁論の公開の在り方については、現行法は明文の規定がなく、テレビ中継やインターネット中継は禁止されていないものとも考えられるが、裁判所がインターネット中継等による口頭弁論の公開をした場合には、当事者のプライバシー等が不特定多数の者にも広く知れ渡るとの懸念等が示され、部会では、インターネット中継等により公開をするべきであるとの意見は見られなかった（同上, pp.87-88）。

<sup>(176)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注<sup>(169)</sup>, p.9. なお、口頭弁論のウェブ傍聴を第三者に許容する規律を設けることについては、部会において、実務の動向を注視しつつ慎重な検討をすることが必要で、将来的な課題とすることが考えられる、とされた（「民事裁判手続のIT化に関する検討事項5」（法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会第16回会議 部会資料22）2021.9.3, pp.6-7. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001355590.pdf>>）。

## (2) ウェブ会議等を利用した証人尋問期日

### (i) 証人尋問の要件

現行法上、証人尋問等は受訴裁判所の面前で行われるのが原則であるが、証人等（証人及び尋問の対象である当事者）が遠隔地に居住する場合と証人等が圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある場合に、映像と音声の送受信による通話の方法を利用した尋問が認められている（民事訴訟法第204条、第210条）。中間試案では、ウェブ会議等が行われる場面を拡大する必要性及び許容性が認められる範囲でその要件を拡大するため、同法第204条第1号の「証人が遠隔の地に居住するとき」を「証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合であって、相当と認めるとき」に改め、同条にはない類型として、「裁判所が相当と認める場合において、当事者に異議がないとき」を加えることが提案された<sup>(177)</sup>。これについては、要綱案も中間試案と同様である<sup>(178)</sup>。

### (ii) 証人の所在場所

現行法上、証人尋問を行う場合における証人の所在場所は、受訴裁判所又は尋問に必要な装置の設置された他の裁判所に限定されている（民事訴訟規則第123条）。その趣旨は、立法当初、遠隔地における証人尋問の方法としてテレビ会議が想定されていたため、テレビ会議システムの設置された裁判所<sup>(179)</sup>に出頭させる必要があると考えられたためである。もっとも、近年のITの発展に照らせば、ウェブ会議が中心になるものと考えられ、証人の所在場所を裁判所に限る必要性に乏しい一方で、証人の所在場所に証人に対して不当な影響を与える第三者がいる場合には適正な尋問を行うことに支障が生ずるおそれがあるなどの問題がある。そこで、中間試案では、証人の出頭場所として、原則として当事者の一方やその関係者が在席する場所以外の場所とすることを定めた上で、相手方当事者の異議がない場合や裁判所が証人と当事者等との関係を考慮して相当と認める場合にはその例外を認めることや、さらに最高裁判所規則で適正な尋問を行うことができる場所の要件を定めることが提案された<sup>(180)</sup>。これについては、要綱案も基本的には中間試案と同様の考え方であり、民事訴訟規則を見直して、裁判所以外の場所に証人を所在させることを認めることとした上で、部会の議論も踏まえ、最高裁判所規則でその際の所在場所の要件を定めることとされた<sup>(181)</sup>。

## (3) 電話会議等を利用した争点整理手続

### (i) 弁論準備手続

弁論準備手続は、法廷以外の場所で行われる原則非公開の手続であるため、裁判所及び当事者双方の忌たんのない意見交換を可能とすることが期待されること等にその特徴がある。中間試案では、電話会議等による弁論準備手続について、①遠隔地要件の見直しや、②一方当事者出頭要件の廃止などが提案された。①については、当事者の利便及び迅速な争点等の整理の実

<sup>(177)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.123-125.

<sup>(178)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.14.

<sup>(179)</sup> 従前は裁判所本庁や比較的大規模な支部に整備されていたテレビ会議システムが、平成30（2018）年4月から全国のおおぼ全ての裁判所で利用できるようになった（「テレビ会議がもっと便利に！」pp.1-2. 裁判所ウェブサイト <[https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file4/H31.02.kouhou\\_tvkaigi.pdf](https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/file4/H31.02.kouhou_tvkaigi.pdf)>）。

<sup>(180)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.124-126.

<sup>(181)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), pp.14-15.

現という観点から、裁判所が相当と認めるものであれば、幅広く電話会議等によることを可能とすることが望ましいため、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」を単に「相当と認めるとき」という要件とするものであり、②については、当事者双方が期日に出頭しない場合において、これを期日と捉えることに理論的な障害がないと考えられることから、その場合に電話会議等による弁論準備手続期日における手続を行うことを認めるものである<sup>(182)</sup>。これらについては、要綱案も中間試案と同様である<sup>(183)</sup>。

## (ii) 書面による準備手続

書面による準備手続は、期日を開かずに、原則として書面の提出等のみによって争点等の整理を行う手続であり、書証を含め証拠調べをすることができないこと等にその特徴がある。中間試案では、書面による準備手続について、遠隔地要件を削除し、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」を単に「相当と認めるとき」という要件とすることなどが提案された。これについては、上記(i)の弁論準備手続と同様の理由によるほか、書面による準備手続に適した事案かどうかは、当事者が裁判所に出頭することが困難であるか否かに関わりなく判断されるべきものであると考えられたことによるものである<sup>(184)</sup>。これについては、要綱案も中間試案と同様である<sup>(185)</sup>。

## (4) 電話会議等を利用した和解期日

現行法上、和解期日に関する規定はほとんどなく、電話会議等により和解期日を行うことができるかという点について疑義があった。そのため、実務上、証拠調べが終了した後に行われる和解において電話会議等を用いる必要があるときは、証拠調べの後であるにもかかわらず、事件を弁論準備手続に付した上で電話会議等を用いて和解がされているとの指摘がある。また、和解と同様に裁判所において話し合いをする手続である民事調停や家事調停の手続においては、原則として、呼出しを受けた当事者本人が調停等の手続の期日に出席しなければならないが、「当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるとき」には、当事者双方が出頭することなく電話会議等を用いて当該手続（証拠調べを除く。）を行うことができることとされている<sup>(186)</sup>（民事調停法（昭和26年法律第222号）第22条において準用する非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第47条、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第258条第1項において準用する同法第54条）。これらのことから、中間試案では、裁判所が相当と認めるときは、電話会議等により和解期日における手続を行うことができるとの規律を設けることとし、現実に出席しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす旨の規律を設けることが提案された<sup>(187)</sup>。これについては、要綱案も中間試案と同様である<sup>(188)</sup>。

<sup>(182)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.99-102.

<sup>(183)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.12.

<sup>(184)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.100, 103-105.

<sup>(185)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.12.

<sup>(186)</sup> 離婚又は離縁の調停については、電話会議等によって調停を成立させることができないなど、一定の制限が設けられている（家事事件手続法第268条第3項、第277条第2項）。

<sup>(187)</sup> 商事法務編 前掲注(6), pp.136-138.

<sup>(188)</sup> 「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案」前掲注(37), p.17.

## おわりに

我が国における民事訴訟手続のIT化は、督促手続のIT化を除き、民事訴訟一般に関しては、低調なままであった。それが、平成29(2017)年に閣議決定された「未来投資戦略2017」を契機として「裁判手続等のIT化検討会」が立ち上げられ、訴状等のオンライン提出や手数料の電子決済(e提出)、訴訟記録の電子化やオンライン・アクセス(e事件管理)、ウェブ会議等による口頭弁論や証人尋問(e法廷)の「3つのe」を目指して、その実現を計画的に進めることとされた。また、争点整理手続におけるウェブ会議等の利用が、令和2(2020)年から一部の裁判所で開始されるなど、法改正に先行して運用による試行が行われている。ウェブ会議は、裁判所への出頭の負担が軽減されるだけでなく、その機能を活用することにより、充実した審理が可能であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の面からも、ウェブ会議の利用が急速に進展しつつある。

民事訴訟手続のIT化の本格的な実施に当たっては、法律改正やシステム整備が必要であり、また、本人訴訟等におけるIT面のサポートや情報セキュリティ対策等についての課題がある。このため、法制審議会において、IT化に関し、民事訴訟法等の見直しが審議されてきた。今回の民事訴訟手続の見直しの影響する範囲は、民事訴訟手続ばかりでなく、これに引き続いてIT化に係る見直しが予定されている家事事件手続や非訟事件手続など民事裁判手続全般に及ぶ<sup>(189)</sup>。当事者の負担軽減やアクセス向上、手続の透明化などのIT化の積極的側面をいかしつつ、IT化の課題にも対処する必要がある、今後も、多様な観点から充実した議論が行われることが望まれる。

(ちはら まさひろ)

<sup>(189)</sup> 前掲注<sup>(92)</sup>参照。令和3(2021)年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、「法務省は、家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等のデジタル化に向け、令和5年(2023年)の通常国会に必要な法案を提出した上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、申立て、書面提出、記録の閲覧、口頭弁論といった個別の手続ごとに区分した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから、令和5年度(2023年度)以降、試行や先行運用を開始し、令和7年度(2025年度)以降、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう、本格的な運用を開始できるように環境整備に取り組む」こととされた(「デジタル社会の実現に向けた重点計画」前掲注<sup>(118)</sup>, p.72)。

また、令和4(2022)年2月14日の法制審議会において、法務大臣から「家事事件手続法・民事保全法・民事執行法・倒産法等(IT化関係)の改正に関する諮問第120号」が発せられた(「法制審議会第194回会議(令和4年2月14日開催)」前掲注<sup>(130)</sup>)。当該諮問の内容については、「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化について」(法制審議会第194回会議 配布資料5)2022.2.14. 法務省ウェブサイト <<https://www.moj.go.jp/content/001367207.pdf>> を参照。